

児島湖に係る第6期湖沼水質保全計画
(案)

平成24年1月
岡山県

兎島湖に係る第6期湖沼水質保全計画（案）

環境文化部 環境管理課

目 次

はじめに	1
1 計画期間	1
2 児島湖の水質保全に関する方針	1
(1) 計画期間内に達成すべき目標	1
(2) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋	2
3 湖沼の水質保全に資する事業	2
(1) 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備	2
(2) 湖沼等の浄化対策	4
4 水質保全のための規制その他の措置	5
(1) 工場・事業場排水対策	5
(2) 生活排水対策	6
(3) 畜産業に係る汚濁負荷対策	7
(4) 流出水対策	7
(5) 緑地の保全その他環境の保護・回復	8
5 その他水質保全のために必要な措置	8
(1) 公共用水域の監視	8
(2) 調査研究の推進等	9
(3) 県民との協働による環境保全活動の推進	9
(4) 環境学習の推進	10
(5) 関係計画等との整合	10
(6) 事業者等に対する支援	10
(7) 計画の進捗管理	10

別添1 流出水対策推進計画

別添2 児島湖の長期ビジョン

はじめに

児島湖は、岡山県南部に位置する湖面積10.88km²、総貯水量2,607万m³の人造湖であり、約5,100haに及ぶ沿岸農用地の用水の確保、塩害の一掃及び排水改良を目的として、国営児島湾沿岸農業水利事業による締切堤防の完成により昭和34年に誕生した。

児島湖の集水域である指定地域（流域）面積は、543.66km²であり、完成以来、県下最大の農業地帯として、わが国の水田農業近代化のための先導的役割を果たしてきた。

一方、児島湖は閉鎖性水域であり、また、流域の人口は県人口の3分の1を占めており、人口の増加や産業活動の活発化に伴い、生活排水や産業排水の流入量が増大し、水質汚濁の問題が顕在化した。

そこで、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づく指定湖沼に指定されて以来、5年ごとに定める「児島湖に係る湖沼水質保全計画」に基づき、国、県、流域市町、県民、事業者等が一体となり、ハード及びソフト両面の対策を推進してきた。

これにより、指定地域内の河川や湖沼への平成22年度の排出汚濁負荷量は、昭和63年度に比べ4割程度削減され、児島湖湖心の化学的酸素要求量（COD）及び全窒素は、平成7年度以降徐々に改善される傾向にある。

今後も児島湖が農業用水源及び防災施設として重要な役割を果たし、豊かな水産資源を育成し、周辺住民の暮らしを守り、県民が訪れ・遊び・学べる貴重な共有の財産であるという県民共有の認識を踏まえた上で、平成37年頃の児島湖の水質を化学的酸素要求量5mg/L以下とする長期ビジョンを関係機関や関係者と共有し、将来にわたって保持、継承していくことが必要である。

本計画は、計画期間、計画期間内に達成すべき目標、目標を達成するために実施すべき対策等を定め、関係機関及び関係者の緊密な協調の下、県民との協働を進めながら、各種対策を強力に推進することにより、児島湖水環境のさらなる改善を図るものである。

1 計画期間

この計画の期間は、滞留日数、具体的な事業量の把握が可能な期間等を考慮し、平成23年度から平成27年度までの5カ年間とする。

2 児島湖の水質保全に関する方針

(1) 計画期間内に達成すべき目標

水質環境基準の確保を目途としつつ、計画期間内に達成すべき目標として、化学的酸素要求量、全窒素及び全りんについて水質目標値を定め、着実な水質改善を図る。平成27年度の水質目標値は、化学的酸素要求量（75%値）7.5mg/L、全窒素（年平均値）1.1mg/L、全りん（年平均値）0.17mg/Lとする。

項 目		現 況 (平成22年度)	目標 (平成27年度)	
			対策を講じない場合	対策を講じた場合
化学的酸素要求量 (COD)	75%値	8.0 mg/L	7.9 mg/L	7.5 mg/L
	(参考) 年平均値	7.7 mg/L	7.6 mg/L	7.1 mg/L
全窒素	年平均値	1.2 mg/L	1.2 mg/L	1.1 mg/L
全りん	年平均値	0.19 mg/L	0.18 mg/L	0.17 mg/L

目標の根拠となる汚濁負荷量

(単位: kg/日)

	化学的酸素要求量(COD)		全窒素		全りん	
	現況(H22)	目標(H27)	現況(H22)	目標(H27)	現況(H22)	目標(H27)
生活系	4,389	3,526	2,160	1,877	215.6	189.4
産業系	1,626	1,398	512	498	70.0	68.7
畜産系・農地系・ 都市系・自然系	4,448	4,439	884	819	201.4	187.9
合計	10,463	9,363	3,556	3,194	487.0	446.0

(2) 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋

児島湖に係る湖沼水質保全計画に基づく各種対策の実施と、進行管理・実績評価、定期的な見直しを進め、着実な水質の改善を図ることによって、平成37年頃に長期ビジョンの達成を目指す。

長期ビジョンの達成に向けて、下水道等の早期整備と高度処理の推進、下水道処理施設への接続促進、くみ取り、単独処理浄化槽の早期廃止と合併処理浄化槽、高度合併処理浄化槽への転換を図るとともに、旭川・高梁川から取水されている農業用水の再利用や、ヨシ原の管理等による自然の浄化機能の再生への取組、環境にやさしい農業の普及促進に努める。

さらに、県民との協働による環境美化活動や水質の監視、水質保全活動など、様々な取組を推進し、児島湖流域別下水道整備総合計画との整合を図りながら、平成37年頃までに化学的酸素要求量を5mg/L以下まで改善し、県民が訪れ・遊び・学べる児島湖を創造する。

3 湖沼の水質保全に資する事業

(1) 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備

① 下水道の整備、合流式下水道の越流水対策

指定地域内における下水道は、平成22年度末現在、7施設が稼働しており、そのうち、化学的酸素要求量、全窒素、全りんの高度処理に対応している施設は、それぞれ4施設、5施設、5施設である。

また、指定地域内の下水道処理人口は、445千人（うち49千人は流域外へ放流）、普及率は68.0%、そのうち化学的酸素要求量の高度処理に対応した下水道処理人口は、394千人（普及率60.2%）、全窒素、全りんの高度処理に対応した下水道処理人口は、397千人（同60.5%）である。

計画期間内に下表のとおり下水道の整備を進め、平成27年度には普及率を73.7%まで向上させることを目標とする。

また、平成22年度末現在、稼働している7施設のうち1施設が合流式下水道であり、岡

山市旭西公共下水道については、合流改善するとともに、段階的に平成23年度末までに児島湖流域下水道に接続する。

対 策	実施主体	現 状 (平成22年度)	目 標 (平成27年度)
下 水 道 の 整 備	県 岡山市 倉敷市 玉野市 総社市 早島町	指定地域内の行政人口 656千人	指定地域内の行政人口 664千人
		下水道処理人口 445千人	下水道処理人口 489千人
		(C)394千人	(C)458千人
		(N)397千人	(N)460千人
		(P)397千人	(P)460千人
		下水道普及率 68.0%	下水道普及率 73.7%
		(C)60.2%	(C)69.0%
		(N)60.5%	(N)69.3%
		(P)60.5%	(P)69.3%

※ (C)は化学的酸素要求量、(N)は全窒素、(P)は全リンの、それぞれ高度処理に対応した下水道処理人口と普及率（いずれも内数）を示す。

② 農業集落排水施設の整備

指定地域内における農業集落排水施設は、平成22年度末現在、13施設が稼働しており、そのうち化学的酸素要求量、全窒素、全リンの高度処理に対応している施設は、それぞれ4施設、13施設、9施設である。

指定地域内の農業集落排水処理人口は、平成22年度末現在、4,739人、普及率は0.7%である。そのうち化学的酸素要求量の高度処理に対応した農業集落排水処理人口は、897人（普及率0.1%）、全窒素、全リンの高度処理に対応した農業集落排水処理人口は、それぞれ4,739人（同0.7%）、3,842人（同0.6%）である。

対 策	実施主体	現 状 (平成22年度)	目 標 (平成27年度)
農 業 集 落 排 水 施 設 の 整 備	岡山市 倉敷市 総社市	指定地域内の行政人口 656千人	指定地域内の行政人口 664千人
		農業集落排水処理人口 4,739人	農業集落排水処理人口 4,802人
		(C)897人	(C)904人
		(N)4,739人	(N)4,802人
		(P)3,842人	(P)3,898人
		農業集落排水施設普及率 0.7%	農業集落排水施設普及率 0.7%
		(C)0.1%	(C)0.1%
		(N)0.7%	(N)0.7%
		(P)0.6%	(P)0.6%

※ (C)は化学的酸素要求量、(N)は全窒素、(P)は全リンの、それぞれ高度処理に対応した農業集落排水処理人口と普及率（いずれも内数）を示す。

③ 合併処理浄化槽等の整備

指定地域内における合併処理浄化槽は、平成22年度末現在、25,393基が整備され

ており、今後、単独処理浄化槽からの転換を含めた合併処理浄化槽、高度合併処理浄化槽の整備・普及を図る。また、指定地域内におけるし尿処理施設は、平成22年度末現在、6施設（780kl/日）が稼動しており、そのうち2施設は、浄化槽汚泥の脱水ろ液を公共下水道に投入し高度処理を行っている。計画期間内においては、流域外に位置する玉野市のし尿処理場1施設の修繕が行われる予定である。

対 策	実施主体	現 状 (平成22年度)	目 標 (平成27年度)
合併処理浄化槽の整備	岡山市 倉敷市 玉野市 総社市	指定地域内の施設数 25,393基 合併処理浄化槽処理人口 109千人	指定地域内の施設数 31,061基 合併処理浄化槽処理人口 120千人
し尿処理施設の整備	岡山市 倉敷市 玉野市 総社市	指定地域内の施設数・処理能力 6施設・780kl/日 (2施設・310kl/日)	指定地域内の施設数・処理能力 6施設・780kl/日 (2施設・310kl/日)

※ 「し尿処理施設の整備」欄の（いずれも内数）内は、脱水ろ液を公共下水道に投入し高度処理している施設数及び処理能力を示す。

(2) 湖沼等の浄化対策

① ヨシ原の適正な管理

児島湖畔に生育するヨシは、水中の窒素やリンを吸収することから水質浄化の効果があり、水鳥や魚類の繁殖の場ともなっているため、適正な管理を図る。

対 策	実施主体	現状 (平成18～22年度)	目標 (平成23～27年度)
ヨシ原の管理	県	124,750 m ²	125,000 m ²

② 農業用水の再利用

非かんがい期において、児島湖の水質保全に資するよう、旭川及び高梁川からの農業用水を再利用する。

対 策	実施主体	現状 (平成18～22年度)	目標 (平成27年度)
農業用水の再利用	県、岡山市 倉敷市、総社市	562,000 m ³ /日 (5年間平均)	589,000 m ³ /日

③ 流入河川等のしゅんせつ

笹ヶ瀬川、倉敷川等流入河川及び児島湖に流入する用排水路において、しゅんせつを行う。

対 策	実施主体	現状 (平成18～22年度)	目標 (平成23～27年度)
流入河川のしゅんせつ	県	17,158 m ³	20,000 m ³
用排水路のしゅんせつ	岡山市、倉敷市 総社市、早島町	12,300 m ³	8,150 m ³

④ 多自然川づくり等の推進

河川や用排水路の護岸改修に当たっては、多自然川づくりを行うなど、自然の水質浄化機能を回復、活用するよう努める。

対 策	現状（平成18～22年度）		目標（平成23～27年度）	
	実施主体	内 容	実施主体	内 容
河川等の改修	県、総社市	7箇所	県、総社市	7箇所
水路等の整備	総社市	1箇所	総社市	1箇所

⑤ その他の対策

児島湖や、流入河川、用排水路における水生植物の枯死と汚濁負荷の水中への回帰による二次的な汚濁を防止するため、過剰に繁茂した水生植物の除去を行う。また、生物の生息を阻害し、景観の悪化にもつながるゴミの除去を行う。

4 水質保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場排水対策

① 排水規制

水質汚濁防止法に基づく一律排水基準に加えて、岡山県では、排水基準を定める条例により、日平均排水量が20m³以上又は日最大排水量が50m³以上である特定事業場及び湖沼水質保全特別措置法のみなし指定地域特定施設を設置する事業場（ただし、一部の特定施設及びみなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽を設置している事業場については、排水量を問わない。）に対し、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量等に係る上乘せ排水基準を適用している。

また、日平均排水量が50m³以上の特定事業場については、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準についても適用している。

さらに、岡山県環境への負荷の低減に関する条例により、水質汚濁防止法等で規制されていない事業場のうち、比較的汚濁負荷の高い20施設を特定施設に指定し、日平均排水量が20m³以上又は日最大排水量が50m³以上である事業場に対し、化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量等の排水基準を適用している。

こうした排水基準及び総量規制基準を遵守させるため、立入検査等により監視・指導を強化するとともに、市町と連携を図りながら、違法行為に対する指導・取締りを徹底する。

② 汚濁負荷量の抑制

湖沼特定事業場の汚濁負荷量を抑制するため、湖沼水質保全特別措置法に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量について、汚濁負荷量の規制基準を適用し、立入検査等により関係法令の遵守徹底を図る。

③ 指定施設等の構造、使用の規制

湖沼水質保全特別措置法施行令第6条に基づく指定施設、並びに同施行令第10条に基づく準用指定施設については、湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例に基づき、立入検査等により関係法令の遵守徹底を図る。

〈規制措置の状況（平成22年度末現在）〉

工場・事業場	日平均排水量	事業場数			規制措置				
		岡山市所管	倉敷市所管	県所管	濃度規制	総量規制	負荷量規制	構造使用規制	
別措置法・湖沼水質保全特別措置法 水質汚濁防止法 瀬戸内海環境保全特	特定事業場	50m ³ 以上	59	35	19	適用	適用	適用	—
	（みなし指定地域特定施設を設置する事業場を含む。）	20m ³ 以上 50m ³ 未満	118	40	7	一部適用	—	—	—
		20m ³ 未満	410	271	94	一部適用	—	—	—
	指定施設	—	0	0	0	—	—	—	適用
	準用指定施設	—	0	4	0	—	—	—	適用
岡山県環境への負荷の低減に関する条例	50m ³ 以上	0	1	0	適用	—	—	—	
	20m ³ 以上	12	4	3	適用	—	—	—	

④ 小規模特定・未規制事業場に対する指導、助言、勧告

水質汚濁防止法による濃度規制及び湖沼水質保全特別措置法による構造・使用規制の対象とならない小規模特定事業場並びに湖沼特定施設を設置しない未規制事業場について、必要な指導、助言、勧告を行う。

(2) 生活排水対策

① 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定等

指定地域内において、水質汚濁防止法により生活排水対策重点地域に指定されている岡山市、倉敷市、玉野市、総社市では、生活排水対策推進計画に基づき、下水道事業及び農業集落排水事業と整合を図りつつ、合併処理浄化槽、廃油回収施設等の整備を推進する。

② 下水道等への接続促進

下水道及び農業集落排水施設の供用区域においては、市町の融資制度の活用等により遅滞なく生活排水を処理施設へ接続するよう、地域住民に対し啓発、指導を行う。

③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に当たっては、浄化槽撤去費用助成制度の普及により、その促進を図る。

④ 浄化槽の適正な設置及び管理

浄化槽については、浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置や浄化槽法に基づく保守点検、清掃、検査の徹底に努め、不適切な施設に対しては、立入検査等により関係法令の遵守徹底を図る。

⑤ 各家庭における生活雑排水対策の推進

各家庭に対して、クリーンネットや微細目ストレーナー、三角コーナーの使用による調理

くずの流出防止、ディスプレイの使用禁止（岡山県児島湖環境保全条例施行規則で定めたものを除く。）、廃食用油の流出防止と石けん・燃料等への再生、洗剤の適正使用等について指導するとともに、パンフレット・チラシの配布、研修会の開催、マスメディアを利用した広報等、生活雑排水対策の推進に係る普及啓発に努める。

⑥ 環境保全実践モデル地区の見直し

岡山県児島湖環境保全条例に基づく環境保全実践モデル地区は、指定地域内で1カ所が指定され、市町において策定された環境保全推進計画に基づき各種実践活動に取り組んできたところであるが、より効果的な環境保全への取組を行うため、本制度のあり方を検討し、必要に応じて見直しを図る。

(3) 畜産に係る汚濁負荷対策

① 排水濃度規制及び構造・使用規制

日平均排水量が20m³以上の畜舎（面積300m²以上の豚房については排水量を問わない。）からの排水に対しては、水質汚濁防止法に基づく上乘排水基準を適用するとともに、規制の対象とならない指定施設、準用指定施設に対しては、湖沼水質保全特別措置法に基づく構造・使用規制の遵守徹底を図る。

② 家畜排せつ物の管理の方法に関する基準の遵守

指定地域内の畜産農家（23戸）に対して、毎年度、全戸巡回指導を実施し、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物の管理の方法に関する基準に沿った排せつ物の管理がなされるよう指導し、不適切な事業者に対しては、指導、助言、勧告、命令を行うほか、必要に応じ、畜産環境整備リース事業により、家畜による水質汚濁の未然防止に努める。

(4) 流出水対策

① 農地対策

岡山県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する指針に基づき、有機物の適切な農地還元等による土づくりを基本に、土壌診断による適正かつ効率的な施肥等により化学肥料の施用量を低減し、生産性の向上と環境負荷の低減を調和させた将来とも持続可能な農業を推進するとともに、水田の水質浄化機能を活かした水管理など環境保全型農業を推進する。

対 策	実施主体	内 容
土づくりに関する技術の普及	県 市町 農協 農家	<ul style="list-style-type: none"> ・たい肥等有機質資材の施用 ・レンゲ等緑肥作物の利用
化学肥料低減技術の普及		<ul style="list-style-type: none"> ・作物の根の周辺等、効果的な場所（局所）への肥料の施用 ・作物の生長に合わせて効果が現れる肥料（肥効調節型肥料）の施用 ・土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減（リン酸・加里含有量の少ない被覆複合肥料（L字型肥料）の施用）
水、畦畔管理技術の普及		<ul style="list-style-type: none"> ・代かきや施肥後の適切な水管理及び畦畔管理

化学肥料低減技術の普及による施肥量の削減

対 策	現状（平成22年度）	目標（平成27年度）
土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減	（被覆複合肥料流通量に占めるL字型肥料の普及率） 18%	（被覆複合肥料流通量に占めるL字型肥料の普及率） 35%

② 都市地域対策

市街地等からの降雨に伴い流出する汚濁負荷に関しては、道路路面、道路側溝等の清掃を行うとともに、地域住民の協力を得て、公園、生活道路、側溝等の清掃を実施する。また、市街地等からの汚濁負荷に関し実態把握に努めるとともに、透水性舗装や雨水貯留施設等、効果的な汚濁負荷低減対策を検討する。

対 策	実施主体	現状(平成18～22年度)	目標(平成23～27年度)
道路路面の清掃 (国道、県道、市町道)	国、県 市町	6,535 km/年	6,823 km/年

③ 流出水対策地区の指定及び重点的な対策

湖沼水質保全特別措置法に基づき、岡山市南区北七区地区を流出水対策地区として指定するとともに、流出水対策推進計画（別添1）を定め、重点的な対策を実施するよう努める。

(5) 緑地の保全その他環境の保護・回復

① アダプト事業の推進

おかやまアダプト推進事業及び児島湖畔環境保全アダプトを一層推進し、地域住民との協働による児島湖流域（湖畔、道路、河川）の環境美化に努めることにより、流域の水質を保全する。

② 水生生物、生育環境の保全

流域河川に生息する生物の保護活動を通じて、流域の水質保全意識の高揚を図る。また、児島湖を淡水魚介類の豊富な漁場として再生させるため、フナ、ウナギ等の放流事業、産卵・育成の場となる水生植物帯の適正な管理や、清掃活動の一層の推進等により水質を保全し、淡水魚介類の生育環境の改善を図る。

③ 緑地の保全その他自然環境の保護

本計画中の各種汚濁源対策と相まって児島湖の水質保全に資するよう、自然環境保全法、自然公園法、生物多様性基本法、森林法、都市計画法、都市公園法、都市緑地保全法、河川法、土地改良法等関係法令や関係諸制度的な運用を行うことにより、緑地の保全その他自然環境の保護に努める。

5 その他水質保全のために必要な措置

(1) 公共用水域の監視

① 公共用水域の水質測定

指定地域内の公共用水域の水質の状況を的確に把握するため、岡山市、倉敷市では、児島湖内の4地点及び流入河川の11地点において、定期的に水質の監視、測定を実施する。また、その他の市町では、小規模な河川、農業用水路等の水質検査を行う。

② 県民との協働による監視等

児島湖に親しみと関心をもってもらうため、「水質調査を行う団体」を募集し、定期的なモニタリング及び県民にわかりやすい指標（例：湖水の透明度、におい、湖辺のゴミの量等）に基づくチェック、評価を行ってもらい、その結果を水質の監視・測定結果に活用する。併せて、モニター会議等の場で必要な対策等について意見交換を行う。

(2) 調査研究の推進等

① 検討会による調査研究

調査研究の主なテーマは次のとおりであり、実施にあたっては、検討会を設置し、効果的な調査方法や役割分担を検討するとともに、定期的に結果の評価及び児島湖に適した水質浄化技術の検討を行う。

ア 水質汚濁メカニズムの解明等

児島湖の水質汚濁メカニズムの解明に向けて、児島湖における底泥からのりん溶出因子に関する調査、非特定汚染源における流出水対策の効果や水田原単位の補正方法の確認に関する調査等、水質改善対策に資する調査研究を実施する。

イ 水生生物の有効活用等に係る研究の推進

水生植物を用いた水質浄化、漁獲による湖内からの負荷の取り出しなど、水生生物を活用した水質浄化技術とその効果等について研究を推進する。

ウ 新たな水質指標に係る調査

国が導入を検討している下層 DO(溶存酸素)、透明度、TOC(全有機炭素)等の新たな水質指標に係る水質調査を実施する。

② 関連対策の評価

国営総合農地防災事業「児島湖沿岸地区」の完了後の評価を実施する。

(3) 県民との協働による環境保全活動の推進

① 推進体制の拡充

長期ビジョンの達成に向けて、これまで環境保全活動を推進してきた児島湖流域環境保全対策推進協議会を必要に応じて見直すなど、地域住民、NPO、事業者、教育機関、関係団体、行政機関等の協働によるネットワークの拡充を図る。

② 積極的な情報発信

公共用水域の水質測定及び住民が行う水質調査の結果に基づき、各種対策の進捗状況及びその評価について、積極的な情報発信に努める。

③ 普及啓発活動の推進

児島湖の水質保全対策を推進するに当たっては、地域住民の生活排水対策等に関する理解と協力が不可欠であることから、各種パンフレットや児島湖情報サイト、マスメディアを利用した広報等を一層推進するとともに、シンポジウム、イベント等県民との協働による児島湖ふれあい事業を通じて、水質保全に関する普及及び意識の高揚を図る。

また、児島湖流域で見られる、魚類、鳥類、植物等の分布、水門等の施設を記載した「児島湖流域生物環境マップ」を作成し、ホームページへ掲載することにより、児島湖への関心を深める。

④ ユスリカ対策の推進

児島湖周辺で季節的に大量発生しているユスリカは、不快害虫として問題となっていることから、誘蛾灯の設置を促進するとともに下水道の整備や環境美化活動などの水質浄化対策に関する各種情報を発信し地域住民の水質保全意識の高揚を図る。

(4) 環境学習の推進

水質保全に関する知識の普及と環境に対する意識の高揚を図るため、広く県民を対象とする環境に関連する施設等を見学・体験する「環境学習エコツアー」や NPO 等環境団体との協働による環境学習出前講座の中で、水の大切さや児島湖の環境を学ぶコースを実施するとともに、環境学習車を利用した環境学習や体験学習を実施する。また、小学生を対象とした環境教育用副読本の作成に協力し、児島湖を教材とした環境学習の積極的な推進を図る。

児島湖に生息する多様な生物を知ってもらい、児島湖への関心を高めるため、児島湖流域に生息する魚介類、甲殻類を水槽展示する「児島湖移動水族館」等児島湖とふれあえる事業を実施し、環境を保全する意識の高揚を図る。

(5) 関係計画等との整合

本計画の推進に当たっては、指定地域内の開発に係る諸計画及び児島湖流域別下水道整備総合計画等、関係計画との整合性の確保を図るとともに、岡山県児島湖環境保全条例や第3次おかやま夢づくりプランなど、児島湖の水質保全に係る関係法令・諸計画の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう十分配慮する。

(6) 事業者等に対する支援

政府系金融機関による融資制度のほか、岡山県及び市町の融資制度等の活用により、事業者による汚水処理施設等の整備を推進する。

(7) 計画の進捗管理

計画に基づき対策を適切に実施するため、毎年度計画の進捗管理を行い、結果を公表する。

児島湖の長期ビジョン

別添2

長期ビジョン策定に当たっての基本的な考え方

児島湖の長期ビジョンは、次の基本的な考え方に基づき、県民の皆からお寄せいただきましたアンケート結果や児島湖水環境改善対策検討会の意見を反映し策定したものです。県では今後、多くの県民・事業者等の方々と長期ビジョンについて共有を図るとともに、その実現に向けて各種施策を推進していく考えです。

- ① 児島湖の歴史的な昔景、役割等を考慮したものであること。
- ② 児島湖と人々の関わり合いやその意識を踏まえ、『環境に基づく地域づくり』の視点を立ったものであること。
- ③ 関係機関の政策目標と矛盾がないこと。
- ④ 「新おおかやまづくりプラン」や「児島湖流域の環境の保全に関する基本方針」等の基本的な考え方を踏まえ、内容の整合性が確保されていること。

児島湖の長期ビジョンの達成目標

湖沼水質保全計画に基づき各種対策の推進及び県民との協働による取組により、水質の改善（化学的酸素消費量（COD）5 mg/L以下）を図り、平成37年頃を目途に長期ビジョンの達成に努めます。

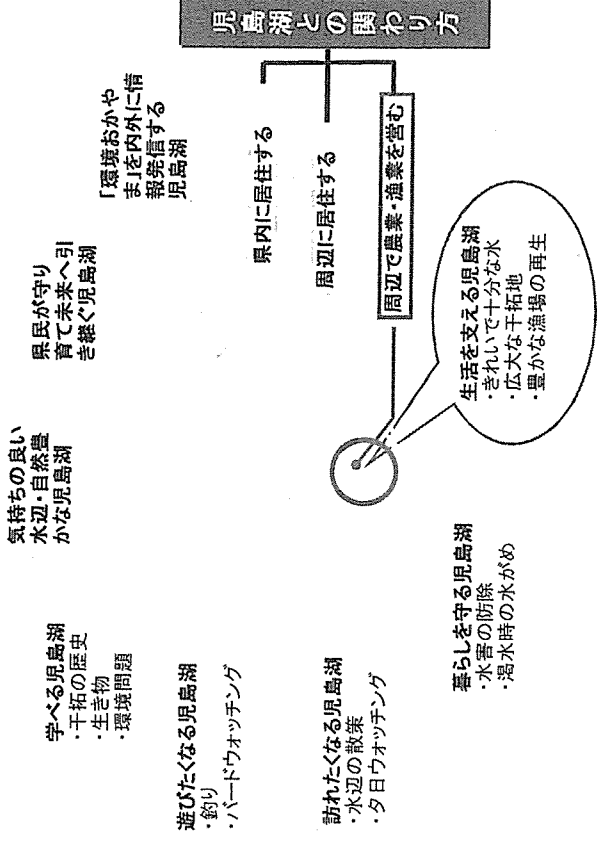
児島湖の望ましい将来像

- 生活を支える児島湖
- 暮らしを守る児島湖
- 訪れたいくなる児島湖
- 遊びたいくなる児島湖
- 学べる児島湖
- 気持ちの良い水辺・自然豊かな児島湖
- 県民が守り育てて未来へ引き継ぐ児島湖
- 「環境おおかやま」を内外に情報発信する児島湖

児島湖の長期ビジョンをイメージするキャッチフレーズ

- きれいで豊富な水や広大な干拓地、豊かな漁場が地域の農業・漁業を支えます。
- 締切堤防が水害から地域を守り、濁水時の水がめになります。
- ひらけた水辺空間が散策やタ日ウオッチングなど暮らしにうおいを与えます。
- 水がきれいで自然豊かな湖辺や水面が釣りやバーードウォッチングなどの遊びの場を提供します。
- 児島湖の干拓の歴史や生息する生き物、環境問題などが環境学習の生きた教材となります。
- 水がきれいで自然豊かな児島湖を将来にわたって確保します。
- 児島湖を県民共有の貴重な財産として守り育てて未来へ引き継ぎます。
- 児島湖の環境保全への取組を通じて「環境おおかやま」を内外に情報発信します。

「児島湖に 水咲く 夢咲く 未来咲く」



長期ビジョンを達成するための水質保全対策

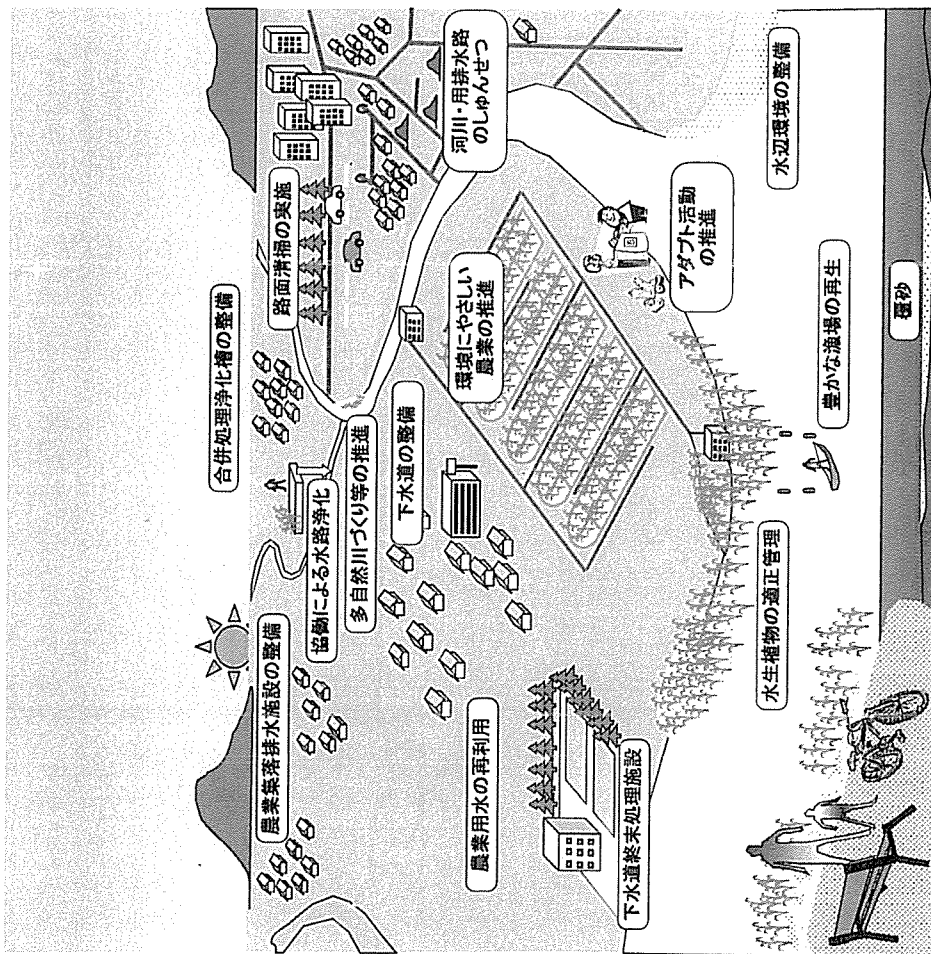
長期ビジョンの達成に向けて、行政主体の取組だけでなく、地域住民（県民）・NPO・事業者・研究機関・教育機関・行政等が一体となった協働による取組を推進していきます。

行政主体の取組

- 生活排水対策の推進
下水道や農業集排水施設、合併処理浄化槽の整備、単独処理浄化槽の早期廃止を進めます。
- 河川・用排水路のしゅんせつ
児島湖の流入河川や水路に堆積した底泥をしゅんせつし、安定した流量を確保します。
- 農業排水施設の整備
非かんがい期において、児島湖の水質保全に資するよう、旭川及び高梁川からの農業用水を再利用します。
- 自然の水質浄化機能の活用
水生植物の適正な管理や多自然川づくり等の推進により、自然の水質浄化機能を適切に活用します。
- 底泥の覆砂
下水道等生活排水対策の進捗とその時点の水質等の状況に応じて、底泥の覆砂の実施を検討します。
- 水辺環境の整備
児島湖周辺の水辺環境を整備していきます。

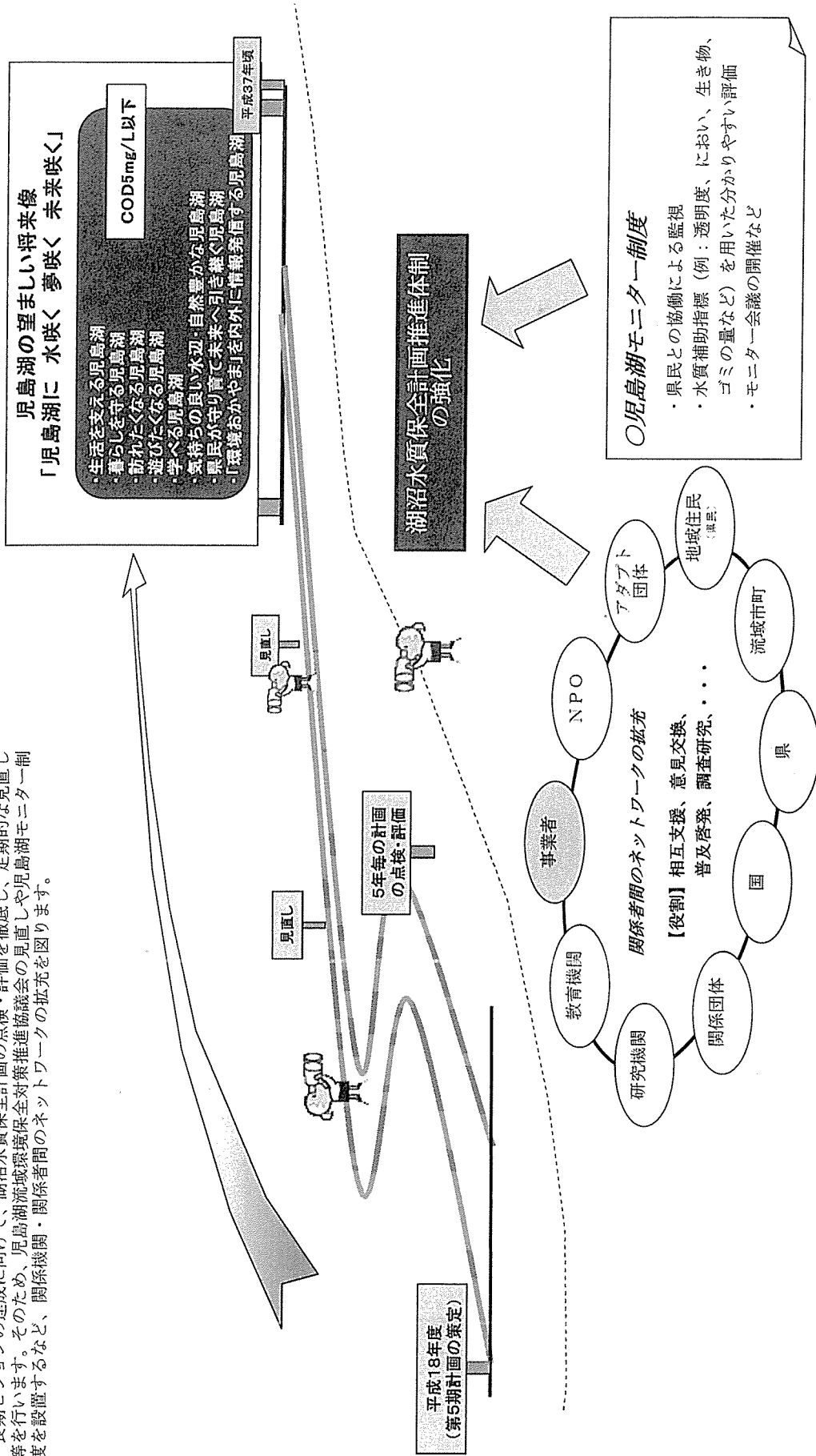
県民との協働による取組

- 下水道への接続促進等
下水道の供用開始区域において、遅滞なく排水を下水道に接続する他、合併処理浄化槽の適正な設置と管理、単独処理浄化槽の早期廃止に努めます。
- 流出水対策の推進
多くの農業従事者の協力の下、環境にやさしい農業の推進に努めます。また、道路路面や側溝の清掃等に努めます。
- 流出水対策の推進
多くの農業従事者の協力の下、環境にやさしい農業の推進に努めます。また、道路路面や側溝の清掃等に努めます。
- 流入水路等の水質浄化
炭などを用い、身近な水路の水質浄化に取り組みます。
- 清掃美化活動の推進
児島湖の清掃活動やアダプト活動等を通して、環境美化に努めます。



長期ビジョンの達成に向けた推進体制の強化

長期ビジョンの達成に向けて、湖沼水質保全計画の点検・評価を徹底し、定期的な見直し等を行います。そのため、児島湖流域環境保全対策推進協議会の見直しや児島湖モニター制度を設置するなど、関係機関・関係者間のネットワークの拡充を図ります。



児島湖に係る第6期湖沼水質保全計画
(案) について

児島湖に係る第6期湖沼水質保全計画（素案） に対する県民意見等の募集結果について

平成23年11月22日から平成23年12月21日までの間、「児島湖に係る第6期湖沼水質保全計画（素案）」について、岡山県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、次の53件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。なお、取りまとめの都合上、寄せられたご意見等は要約して記載しております。

貴重なご意見ありがとうございました。

< 寄せられたご意見等と県の考え方 >

1 水質保全に関する方針（8件）

	意見等の要旨	県の考え方
1	水質目標値は、どのような方法で設定したのか。（2件）	CODと全りんは、第5期計画の目標を達成しなかったため、同じ値を目標値として設定し、全窒素は、第5期計画の目標を達成したため、新たにシミュレーションを行い目標値を設定しました。
2	水質目標値が対策を講じた場合と、講じない場合とで、ほとんど差がないのはなぜか。（3件）	第5期計画では、下水道等の整備事業と農業用水の再利用事業により大きな水質改善効果を見込んでいましたが、第6期計画では、農業用水の再利用事業の増加が見込まれないため、水質目標値の差が小さくなっています。
3	対策を講じない場合でも、現況に比べて改善が見られるのはなぜか。	土地由来など汚濁量を算出する根拠となる原単位（単位面積当たりの排出汚濁量など）を今回見直したためです。
4	対策を講じた場合に、それぞれの対策が目標達成にどの程度寄与しているのか。	水質向上への寄与は、汚濁負荷量の削減効果が高い下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備によるものが大半を占めます。その他の事業は、第5期計画と同規模の事業量なので、水質を維持する範囲の寄与に留まっています。

	意見等の要旨	県の考え方
5	第5期計画で、COD、全りんの目標値が達成できなかった理由は何か。	平成22年度は、夏季に気温、水温が高く、底泥からの汚濁量の溶出が増え、また冬季に降水量が少なく、植物プランクトンが増殖したこと等が考えられます。

2 湖沼の水質保全に資する事業（13件）

	意見等の要旨	県の考え方
6	下水道の普及率が7割にも達していないので、整備にもっと力を入れるべきである。（3件）	岡山県の「クリーンライフ100構想」に基づき、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽を組み合わせ、普及率100%を目指し、効率的な整備を行います。
7	農業集落排水施設の普及率が低く、現状と目標とでほとんど変わらないのはなぜか。（3件）	児島湖流域内で占める農業集落排水施設の割合が少なく、整備が概ね完了しているためです。
8	合併処理浄化槽の整備数が増加するのに、第5期計画と比べて処理人口が減少するのはなぜか。	合併処理浄化槽の設置宅が、下水道へ切り替えるため等です。
9	ヨシ原の適正な管理とは、どのような事業を行っているのか。（3件）	ヨシが枯れる12月から3月に刈り取り、花の支柱、堆肥等への利用、ヨシ紙の画用紙や商品ラベルの作成等を行っています。
10	農業用水の再利用は、目標量をさらに引き上げるべきである。（2件）	現行の水利権を最大限活用した計画で、これ以上の引上げは難しいと考えています。
11	覆砂は、湖内対策として非常に有効なので実施すべきである。	今後、水質浄化対策の一つとして研究していきたいと考えています。

3 水質保全のための規制その他必要な措置（9件）

	意見等の要旨	県の考え方
12	工場・事業場排水の規制を強化すべきである。	岡山県は、瀬戸内海の水質保全の観点から、全国的にも厳しい規制を設けています。児島湖流域もこの規制の適用を受けていることから、今回は、児島湖のみの規制強化は考えていません。
13	工場・事業場の排水や汚濁負荷量の監視指導を行うべきである。（2件）	水質汚濁防止法等に基づく立入検査を実施し、水質検査や汚濁負荷量の確認等を行っており、今後も実施していきます。
14	生活雑排水対策に関する普及啓発を積極的に実施し、住民の意識向上を図るべきである。	下水道への接続、合併処理浄化槽の設置、クリーンネットの使用など家庭でできる排水対策の効果的な普及啓発に努めます。
15	米のとぎ汁を回収して水気を取り、肥料として販売してはどうか。	肥料としての効能や肥料化費用等を考えると、各家庭で植木や家庭菜園等に直接与える方が現実的だと思います。
16	畜産業者への家畜排せつ物管理や農業事業者への土づくりに対する指導・助言はどのように行っているのか。	畜産業者へは巡回指導により、農業従事者へは講習会等の開催により行っており、今後も実施していきます。
17	農地では、年や場所により土壌のリン含有量が異なるが、施肥対策をどのように実施するのか。	土壌診断を計画的に実施し、結果に基づいた施肥量削減対策を行っており、今後も実施していきます。
18	都市域や農地の水質保全対策の重要性を住民へ伝えていくべきである。	講習会の開催や様々な媒体等を活用し、普及啓発や情報発信を行います。
19	流域での清掃活動の回数を目標として盛り込んではどうか。	活動団体自らが目標を設定することにより、意欲向上が図られ、積極的な取組につながると考えており、県は、その取組を支援していきます。

4 その他水質保全のために必要な措置（19件）

	意見等の要旨	県の考え方
20	公共用水域の水質測定は、時期、頻度、項目などどのように行っているのか。（4件）	児島湖2地点、流域河川13地点で、月1回COD等の生活環境項目や年1回カドミウム等の健康項目などを測定しています。
21	汚濁メカニズムの解明等の調査研究を行うとともに、より効果的な水質浄化方法を生み出すべきである。（2件）	官学が連携して効果的な調査研究を実施し、児島湖に適した浄化技術を検討していきます。
22	普及啓発では、より多くの人々が解りやすい情報を発信するよう配慮がすべきである。（7件）	様々な媒体による情報発信において、広く県民が関心や興味を持って、解りやすいよう配慮します。
23	環境学習は、高齢者から小学生まで幅広い世代を対象に行うべきである。（6件）	高齢者から子どもまで幅広い世代の県民を対象として、参加・体験型のふれあい学習を住民団体等との協働で進めていきます。

5 その他（4件）

	意見等の要旨	県の考え方
24	水質管理だけでなく、生態系の保全や創出の観点からの対策も行うべきである。	計画で定める事項は法で規定されており、現在、環境省において生物の棲息環境に視点をのいた新たな目標の検討を始めたところです。
25	COD 5 mg/以下という環境基準は、豊かな瀬戸内海を考えたときに妥当な値と言えるのか。	児島湖は閉鎖性水域である湖沼としての視点から、瀬戸内海は海域としての視点から、それぞれ環境基準をあてはめています。湖沼計画と海域計画の両方を有するのは、全国でも岡山県だけで、対策の推進にあたっては、計画間の整合を図っています。
26	この計画素案は住民へ周知しているのか。また、この計画策定後も住民へ周知すべきである。（2件）	計画素案は、ホームページへの掲載、県の関係施設への備え付け等により周知しました。策定後は、ホームページへの掲載のほかパンフレット等により周知します。

平成24年度公共用水域及び地下水の
水質測定計画（案）について

平成 2 2 年度公共用水域水質測定結果について (P1)

平成 2 4 年度公共用水域水質測定計画作成の基本方針 (P8)

平成 2 3 年度公共用水域水質測定計画からの変更点 (P9)

平成 2 2 年度地下水水質測定結果について (P12)

平成 2 4 年度地下水水質測定計画作成の基本方針 (P13)

公共用水域の環境基準等 (P14)

地下水の環境基準等 (P25)

平成 22 年度公共用水域水質測定結果について

水質汚濁防止法第 15 条及び平成 22 年度公共用水域水質測定計画に基づき、公共用水域の水質の状況を把握するため、県、国土交通省、岡山市及び倉敷市が分担し、県下 159 地点で測定を実施した。

【測定地点の内訳】

区分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合計
河川	51	15	16	4	86
湖沼	-	-	4	-	4
海域	35	-	13	21	69
合計	86	15	33	25	159

1 対象項目

水質汚濁に係る環境基準が定められている健康項目（27項目）、生活環境項目（10項目）と要監視項目（28項目）及びその他項目（9項目）

2 BOD及びCODの状況

- (1) 河川のBODは、31水域のうち29水域で環境基準を達成し、達成率は94%であった。
- (2) 児島湖のCODは、環境基準を達成しなかった。
- (3) 海域のCODは、10水域のうち5水域で環境基準を達成した。達成率は50%であった。

区分		20年度	21年度	22年度
河川	BOD	29/31(94%)	29/31(94%)	29/31(94%)
	COD	0/1(0%)	0/1(0%)	0/1(0%)
湖沼	全窒素	0/1(0%)	1/1(100%)	0/1(0%)
	全りん	0/1(0%)	0/1(0%)	0/1(0%)
海域	COD	4/10(40%)	4/10(40%)	5/10(50%)
	全窒素	8/8(100%)	8/8(100%)	8/8(100%)
	全りん	7/8(88%)	8/8(100%)	7/8(88%)

備考：分母は測定水域数、分子は環境基準の達成水域数、括弧内は環境基準の達成率を示す。

3 全窒素及び全りんの状況

- (1) 児島湖の全窒素及び全りんは環境基準を達成しなかった。
- (2) 海域の全窒素は、8水域すべてで環境基準を達成し、達成率は100%であった。また、全りんは、7水域で環境基準を達成し、達成率は88%であった。

4 健康項目及び要監視項目の状況

- (1) カドミウム等の健康項目は、前年度と同様、すべての地点で環境基準を達成した。
- (2) 健康項目に準ずる要監視項目は、ウランが海域10地点で国の指針値を超過した。原因としては、自然由来が考えられる。

BOD、CODの測定結果

(1)河川(31水域、33環境基準点)

水域名	地点名	市町村	水質 (BOD : 75%値) (mg/l)					環境基準値 (mg/l)		
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
高梁川水域	高梁川上流	一中橋	新見市	1.2	1.0	1.7	1.1	1.1	○	2以下
	高梁川中流(1)	中井橋	高梁市	0.8	0.7	1.4	1.0	0.9	○	2以下
	高梁川中流(2)	湛井堰	総社市	0.8	0.8	1.0	0.9	1.7	○	2以下
	高梁川下流	霞橋	倉敷市	1.6	1.7	1.5	1.4	1.8	○	3以下
	西川	布原橋	新見市	1.0	0.8	1.3	1.4	0.8	○	2以下
	小坂部川	巖橋	新見市	1.4	0.9	1.4	1.2	1.0	○	2以下
	有漢川	幡見橋	高梁市	1.2	0.8	1.4	1.1	0.9	○	2以下
	成羽川	神崎橋	高梁市	1.2	0.8	1.3	1.0	0.8	○	2以下
	小田川上流	猪原橋	井原市	1.0	0.8	1.4	1.1	0.8	○	2以下
	小田川下流	福松橋	倉敷市	1.4	1.9	1.4	1.3	2.2	○	3以下
	美山川	栄橋	矢掛町	1.6	1.0	1.9	1.2	1.3	○	2以下
	里見川	鳴方川合流点	浅口市	4.8	5.4	3.9	4.4	3.8	○	8以下
旭川水域	旭川上流	湯原ダム	真庭市	1.3	1.2	1.7	1.2	1.4	×	1以下
	旭川中流	落合橋	真庭市	1.4	1.0	1.3	1.3	1.1	○	2以下
		乙井手堰	岡山市	0.7	0.8	1.4	1.2	1.1		
	旭川下流	桜橋	岡山市	0.7	0.8	1.9	1.4	1.3	○	3以下
	新庄川	大久奈橋	真庭市	0.9	0.8	1.1	1.0	0.7	○	2以下
	百間川	清内橋	岡山市	3.9	3.9	3.5	3.1	3.0	○	5以下
砂川	新橋	岡山市	2.1	1.8	1.5	1.9	1.5	○	3以下	
吉井川水域	吉井川上流	嗟峨堰	津山市	1.3	1.0	1.4	1.1	0.9	○	2以下
	吉井川中・下流	周匝大橋	赤磐市	1.4	1.0	1.4	1.4	1.2	○	3以下
		熊山橋	赤磐市	1.1	1.7	1.3	1.3	1.4		
	加茂川	加茂川橋	津山市	1.5	0.9	1.4	0.9	0.8	○	2以下
	梶並川	滝村堰	美作市	1.4	1.0	1.3	1.0	0.9	○	2以下
	滝川	三星橋	美作市	1.3	1.2	1.5	1.3	1.1	○	3以下
	吉野川	鷺湯橋	美作市	1.3	1.0	1.3	1.1	1.0	○	2以下
金剛川	宮橋	和気町	1.0	1.1	1.1	0.8	1.4	○	2以下	
笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	岡山市	3.2	3.4	2.1	2.5	2.8	○	3以下
	足守川上流	高塚橋	岡山市	1.6	1.0	1.0	1.5	2.4	×	2以下
	足守川下流	入江橋	岡山市	1.6	1.6	1.1	1.5	1.8	○	3以下
倉敷川水域	倉敷川	倉敷川橋	岡山市	3.9	3.7	3.0	4.2	3.8	○	5以下
芦田川水域	高屋川	滝山堰	井原市	2.5	1.7	2.8	2.2	1.8	○	2以下
伊里川水域	伊里川	浜の川橋	備前市	1.6	3.9	2.4	2.0	2.1	○	3以下

(備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。) 番目にくるデータを表わす。

2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

3) 表外の「●(数字)」は、BOD・COD環境基準達成状況図中の「●(数字)」に対応している。

(2)湖 沼(児島湖1水域、2環境基準点)

水域名		地点名	水質 (COD : 75%値) (mg/l)					環境基準値 (mg/l)	
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
児島湖水域	児島湖	湖心	8.0	7.9	8.1	7.5	8.0	×	5以下
		樋門	7.6	7.6	7.7	7.2	8.0		

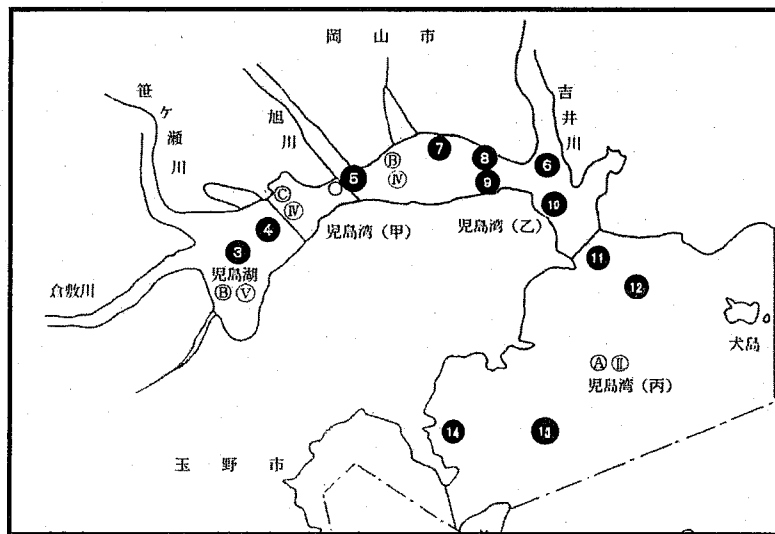
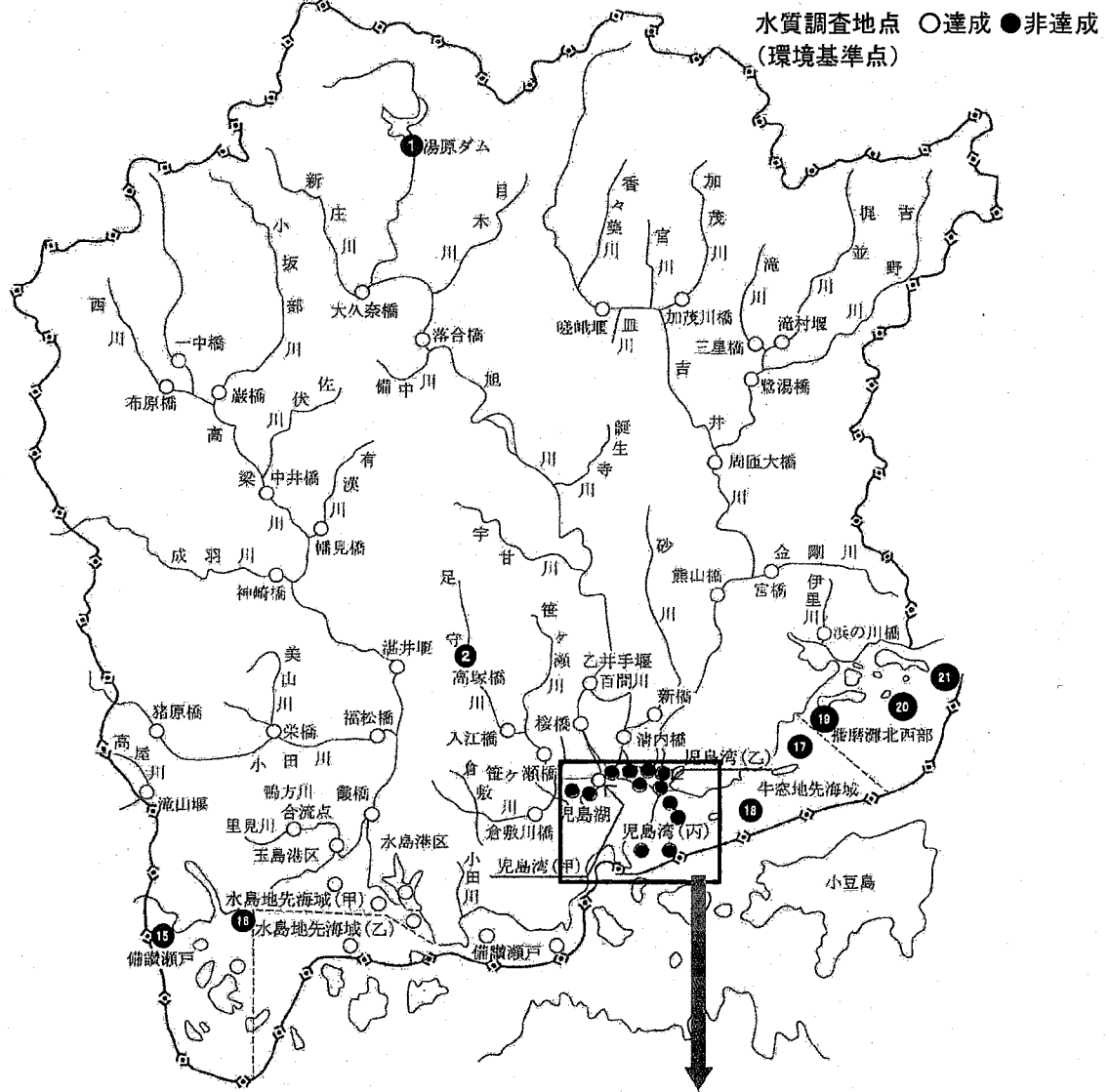
3
4

(3)海 域(10水域、27環境基準点)

水域名		地点名	水質 (COD : 75%値) (mg/l)					環境基準値 (mg/l)	
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		
水島海域	玉島港区	玉島港奥部	4.1	4.8	3.4	3.5	3.7	○	8以下
	水島港区	水島港口部	2.5	2.8	2.2	2.5	2.6	○	8以下
	水島地先海域(甲)	玉島港沖合	2.6	2.6	2.3	2.9	2.4	○	3以下
		上水島北	2.5	2.7	2.2	2.5	2.2		
	水島地先海域(乙)	網代諸島沖	2.6	2.2	2.2	2.2	2.0	○	2以下
児島湾水域	児島湾(甲)	同和鋳業沖	5.6	5.2	5.3	5.9	5.1	○	8以下
	児島湾(乙)	旭川河口部	4.4	4.7	4.3	4.2	4.6	×	3以下
		吉井川河口部	3.9	3.5	3.8	2.9	3.8		
		横樋沖	4.7	5.1	4.7	4.4	4.3		
		九蟠沖	4.4	5.3	4.7	4.0	4.5		
		阿津沖	4.3	4.7	4.2	4.2	4.8		
	児島湾(丙)	向小串沖	3.3	3.8	3.3	2.3	4.1	×	2以下
別荘沖		2.7	2.8	2.6	1.9	3.2			
児島湾口沖		2.6	2.7	2.4	1.6	3.0			
波張崎南		2.6	2.1	2.5	2.1	2.2			
備讃瀬戸	備讃瀬戸	神島御崎沖	2.8	2.3	2.7	2.4	2.3	×	2以下
		青佐鼻沖	3.2	2.6	3.3	2.4	2.4		
		北木島布越崎北	2.5	2.0	2.2	2.0	2.0		
		久須美鼻東	2.0	2.1	1.9	1.9	1.9		
		大槌島北	2.1	1.8	1.8	1.8	1.9		
牛窓地先海域	牛窓地先海域	錦海灣	2.7	2.2	2.5	2.1	2.4	×	2以下
		前島南西	2.3	1.9	2.1	2.1	2.1		
播磨灘北西部	播磨灘北西部	長島西南沖	2.5	2.1	2.4	2.2	2.4	×	2以下
		大多府島東南沖	2.7	2.3	2.5	2.5	2.3		
		鹿久居島東沖	3.1	2.3	2.7	2.8	2.3		

5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21

- (備考) 1) 「75%値」とは、年間のn個の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べたとき、 $0.75 \times n$ (その数が整数でない場合は直近上位の整数とする。) 番目にくるデータを表わす。
 2) 「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。
 3) 表右の「●(数字)」は、BOD・COD環境基準達成状況図中の「●(数字)」に対応している。



BOD・COD環境基準達成状況図

全窒素、全りん の測定結果

(1) 全窒素(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全窒素:年間平均値)(mg/l)										環境基準値(mg/l)	
		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度			
児島湖	湖心	1.3		1.3		1.3		1.0		1.2		×	1以下
	樋門	1.2		1.2		1.2		0.99		1.2			
水島港区	水島港口部	0.31	0.31	0.28	0.28	0.24	0.24	0.18	0.18	0.27	0.27	○	0.6以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.28	0.27	0.17	0.16	0.21	0.20	0.15	0.16	0.21	0.19	○	0.3以下
	上水島北	0.29		0.18		0.21		0.16		0.21			
	濃地諸島東	0.24		0.14		0.18		0.16		0.16			
児島湾	九蟠沖	0.50	0.45	0.38	0.37	0.27	0.27	0.26	0.24	0.28	0.28	○	1以下
	向小串沖	0.39		0.35		0.27		0.21		0.28			
児島湾沖	児島湾口沖	0.23	0.28	0.20	0.19	0.18	0.20	0.15	0.18	0.19	0.20	○	0.3以下
	出崎東沖	0.30		0.20		0.22		0.21		0.20			
	鉾島沖合	0.31		0.18		0.21		0.17		0.21			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.23	0.23	0.15	0.16	0.17	0.17	0.13	0.15	0.12	0.15	○	0.3以下
	大槌島北	0.22		0.16		0.17		0.17		0.17			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.25	0.26	0.14	0.16	0.18	0.19	0.14	0.17	0.16	0.19	○	0.3以下
	神島御崎沖	0.26		0.17		0.18		0.19		0.20			
	青佐鼻沖	0.31		0.19		0.22		0.19		0.21			
	北木島布越崎北	0.21		0.15		0.16		0.15		0.17			
牛窓地先海域	錦海湾	0.21	0.21	0.17	0.17	0.18	0.18	0.18	0.18	0.18	0.17	○	0.3以下
	前島南西	0.23		0.17		0.18		0.19		0.16			
	前島東南	0.20		0.16		0.17		0.17		0.16			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.20	0.23	0.17	0.18	0.18	0.19	0.16	0.18	0.17	0.17	○	0.3以下
	大多府島東南沖	0.22		0.18		0.19		0.18		0.17			
	鹿久居島東沖	0.26		0.19		0.20		0.19		0.17			

(備考)「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

(2) 全りん(湖沼1水域2環境基準点、海域8水域21環境基準点)

水域名	地点名	水質(全りん:年間平均値)(mg/l)										環境基準値(mg/l)	
		18年度		19年度		20年度		21年度		22年度			
児島湖	湖心	0.21		0.21		0.21		0.18		0.19		×	0.1以下
	樋門	0.19		0.20		0.20		0.17		0.19			
水島港区	水島港口部	0.031	0.031	0.030	0.030	0.032	0.032	0.032	0.032	0.023	0.023	○	0.05以下
水島地先海域	玉島港沖合	0.032	0.030	0.033	0.029	0.031	0.030	0.029	0.028	0.032	0.026	○	0.03以下
	上水島北	0.030		0.030		0.031		0.027		0.025			
	濃地諸島東	0.028		0.025		0.027		0.027		0.021			
児島湾	九蟠沖	0.063	0.054	0.080	0.069	0.079	0.063	0.064	0.053	0.070	0.062	○	0.09以下
	向小串沖	0.045		0.057		0.047		0.042		0.054			
児島湾沖	児島湾口沖	0.026	0.033	0.036	0.031	0.034	0.031	0.033	0.030	0.037	0.033	×	0.03以下
	出崎東沖	0.036		0.029		0.031		0.032		0.029			
	鉾島沖合	0.036		0.028		0.028		0.025		0.032			
備讃瀬戸(イ)	久須美鼻東	0.029	0.029	0.024	0.025	0.029	0.028	0.027	0.025	0.024	0.025	○	0.03以下
	大槌島北	0.028		0.025		0.026		0.023		0.025			
備讃瀬戸(ロ)	網代諸島沖	0.027	0.030	0.026	0.026	0.027	0.026	0.026	0.025	0.022	0.024	○	0.03以下
	神島御崎沖	0.031		0.025		0.026		0.024		0.025			
	青佐鼻沖	0.035		0.030		0.029		0.028		0.027			
	北木島布越崎北	0.026		0.021		0.023		0.021		0.020			
牛窓地先海域	錦海湾	0.028	0.028	0.029	0.027	0.027	0.027	0.027	0.026	0.029	0.026	○	0.03以下
	前島南西	0.030		0.027		0.028		0.027		0.025			
	前島東南	0.025		0.026		0.026		0.024		0.023			
播磨灘北西部	長島西南沖	0.027	0.027	0.027	0.027	0.027	0.026	0.024	0.024	0.026	0.025	○	0.03以下
	大多府島東南沖	0.027		0.027		0.025		0.023		0.024			
	鹿久居島東沖	0.027		0.027		0.026		0.025		0.024			

(備考)「○」は、環境基準が達成された水域を示す。「×」は、環境基準が達成されていない水域を示す。

健康項目の環境基準値超過状況

項目名	項目別 測定地点数	環境基準値 超過地点数	環境基準
カドミウム	84 (河川46, 湖沼2, 海域36)	0	0.01mg/L以下
全シアン	〃	0	検出されないこと
鉛	〃	0	0.01mg/L以下
六価クロム	〃	0	0.05mg/L以下
ヒ素	〃	0	0.01mg/L以下
総水銀	〃	0	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	〃	0	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	〃	0	検出されないこと
トリクロロエチレン	〃	0	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	〃	0	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	〃	0	0.02mg/L以下
四塩化炭素	〃	0	0.002mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン	〃	0	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	〃	0	0.1mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	〃	0	1mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	〃	0	0.006mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	〃	0	0.002mg/L以下
チウラム	〃	0	0.006mg/L以下
シマジン	〃	0	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	〃	0	0.02mg/L以下
ベンゼン	〃	0	0.01mg/L以下
セレン	〃	0	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	98 (河川59, 湖沼4, 海域35)	0	10mg/L以下
ふっ素	47 (河川45, 湖沼2)	0	0.8mg/L以下
ほう素	〃	0	1mg/L以下
1, 4-ジオキサン	46 (河川25, 湖沼2, 海域19)	0	0.05mg/L以下

要監視項目の指針値超過状況

項目名	項目別 測定地点数	指針値 超過地点数	指針値
(人の健康の保護に関する項目)			
クロロホルム	35 (河川15, 海域20)	0	0.06 mg/L
トランス-1, 2-ジクロロエチレン	〃	0	0.04 mg/L
1, 2-ジクロロプロパン	〃	0	0.06 mg/L
p-ジクロロベンゼン	〃	0	0.2 mg/L
イソキサチオン	26 (河川13, 海域13)	0	0.008 mg/L
ダイアジノン	〃	0	0.005 mg/L
フェニトロチオン(MEP)	〃	0	0.003 mg/L
インプロチオラン	〃	0	0.04 mg/L
オキシ銅(有機銅)	〃	0	0.04 mg/L
クロタロニル(TPN)	〃	0	0.05 mg/L
プロピザミド	〃	0	0.008 mg/L
EPN	44 (河川16, 湖沼2, 海域26)	0	0.006 mg/L
ジクロルボス(DDVP)	26 (河川13, 海域13)	0	0.008 mg/L
フェノブカルブ(BPMC)	〃	0	0.03 mg/L
イプロベンホス(IBP)	〃	0	0.008 mg/L
クロルニドロフェン(CNP)	〃	(不検出)	指針値なし
トルエン	35 (河川15, 海域20)	0	0.6 mg/L
キシレン	〃	0	0.4 mg/L
フタル酸ジエチルヘキシル	26 (河川13, 海域13)	0	0.06 mg/L
ニッケル	23 (河川10, 海域13)	(不検出)	指針値なし
モリブデン	26 (河川13, 海域13)	0	0.07 mg/L
アンチモン	23 (河川10, 海域13)	0	0.02 mg/L
塩化ビニルモノマー	26 (河川13, 海域13)	0	0.002 mg/L
エピクロロヒドリン	〃	0	0.0004mg/L
全マンガン	〃	0	0.2 mg/L
ウラン	〃	10	0.002 mg/L
(水生生物の保全に関する項目)			
クロロホルム(再掲)	35 (河川15, 海域20)	0	0.006~3 mg/L
フェノール	23 (河川10, 海域13)	0	0.01 ~2 mg/L
ホルムアルデヒド	〃	0	0.03 ~1 mg/L

平成24年度公共用水域水質測定計画作成の基本方針

1 基本的な考え方について

- ・測定地点 継続する。(合計159地点を県、国土交通省、岡山市、倉敷市で分担)
- ・測定項目 要測定指標について測定を開始し、その他は継続する。
- ・測定頻度 環境省の指針等に基づき効率化・重点化する。

2 要測定指標の測定開始について

環境省において、現状の水環境をより適切に表現し、わかりやすい項目を新たに「要測定指標」(現在3項目)として位置づけ、国及び地方公共団体へ測定を求めている。岡山県では、この指標について、平成24年度から次のとおり測定を行う。

- (1) 下層DO(湖沼・海域) 環境基準点を中心に測定する。
- (2) 透明度(湖沼・海域) 全測定点で測定する。なお、海域は、基礎的な項目として全地点で測定してきており、引き続き全地点で測定する。
- (3) 大腸菌数(河川・湖沼) 環境基準点を中心に測定する。

3 効率化・重点化について

常時監視においては、知見の集積により測定項目が順次追加されている一方で、国及び地方公共団体は限られた予算内での確な実施が求められているため、環境省から「水質モニタリング方式効率化指針」等が通知されている。岡山県では、この指針等により、効率化・重点化を行ってきており、平成24年度においては、次のとおり効率化・重点化を行う。

- (1) 健康項目
 - 過去10年間の測定結果が全て不検出の項目は、測定頻度を削減する。
 - 上流に測定地点があり、過去の測定結果に差がない項目は、測定頻度を削減する。
- (2) 生活環境項目
 - 河川的生活環境項目について、次のいずれにも該当する地点は、通日測定(1日4回の測定)を終了し、1日1回の測定に切り替える。
 - ・補足測定点であるもの
 - ・測定結果で日変動が少ないもの
 - 河川のCODは、児島湖流域、ダム湖内、堰、負荷量基準点等を除き測定を終了する。
 - 過去の測定結果が高濃度で検出されている項目は、測定頻度を増加する。
 - 過去に効率化・重点化により測定頻度を削減した項目のうち、次に該当するものは、測定頻度を増加する。
 - ・測定結果で濃度の上昇が見られたもの
 - ・工場・事業場からの汚濁負荷量の増加の影響を受けるおそれが見込まれるもの

平成23年度公共用水域水質測定計画からの変更点

1 要測定指標の測定開始

(1) 下層DO

測定地点		測定頻度
児島湖	湖心、樋門	18
玉島港区	玉島港奥部	14
水島港区	水島港口部	
水島地先海域(甲)	玉島港沖合、上水島北、濃地諸島東	
水島地先海域(乙)	網代諸島沖	
児島湾(乙)	九幡沖	
児島湾(丙)	児島湾口沖、波張崎南、出崎東沖	
備讃瀬戸	神島御崎沖、青佐鼻沖、北木島布越崎北 久須美鼻東、大槌島北	
牛窓地先海域	錦海湾、前島南西	
播磨灘北西部	長島西南沖、大多府島東南沖、鹿久居島東沖	

(2) 透明度

測定地点		測定頻度
児島湖	湖心、樋門、笹ヶ瀬川河口部、倉敷川河口部	12

(備考) 海域の透明度は以前から全地点で測定しており、引き続き全地点で測定する。

(3) 大腸菌数

測定地点		測定頻度
高梁川	一中橋、中井橋、湛井堰、霞橋	12
西川	布原橋	
小坂部川	巖橋	
有漢川	幡見橋	
成羽川	神崎橋	
小田川	猪原橋、三谷橋、福松橋	
美山川	栄橋	
里見川	鳴方川合流点	
旭川	湯原ダム、落合橋、乙井手堰、桜橋	12
新庄川	大久奈橋	
百間川	清内橋	
砂川	新橋	
吉井川	苦田ダム、嵯峨堰、周匝大橋、熊山橋	12
加茂川	加茂川橋	
梶並川	滝村堰	
滝川	三星橋	
吉野川	鷺湯橋	
金剛川	宮橋	
笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬橋	12
足守川	高塚橋、入江橋	
倉敷川	下灘橋、盛綱橋、桜橋	4
	倉敷川橋	12
高屋川	滝山堰	12
伊里川	浜の川橋	12

2 効率化・重点化

(1) 河川

械	地点名	変更内容	変更理由
高梁川 水域	湛井堰(高梁川中流(2))	ジクロロメタンの測定回数減(4→2)	過去10年間不検出
	川辺橋(高梁川下流)	生活環境項目の測定回数減 (18→12)	効率化、日変動少
		COD測定回数減(18→0)	環境基準不適用、必要性低
	三谷橋(小田川下流)	生活環境項目の測定回数増 (6→12)	大腸菌群数高
	福松橋(小田川下流)	COD測定回数減(18→0)	環境基準不適用、必要性低
旭川 水域	鹿瀬橋(旭川中流)	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸態りんの測定回数減(4→0)	上流で測定 場所近、ほぼ同値
	合同堰(旭川中流)	生活環境項目の測定回数減 (18→12)	効率化、日変動少
		COD測定回数減(18→12)	環境基準不適用、堰
	乙井手堰(旭川中流)	シス-1,2-ジクロロエチレン、チオベンカルブ、ベンゼンの測定回数減 (4→2)	過去10年間不検出
	桜橋(旭川下流)	シス-1,2-ジクロロエチレン、チオベンカルブ、ベンゼンの測定回数減 (2→1)	過去10年間不検出
	清内橋(百間川)	全亜鉛の測定回数増 (4→12)	過去測定値高
		シス-1,2-ジクロロエチレン、チオベンカルブ、ベンゼンの測定回数減 (2→1)	過去10年間不検出
瀬戸橋(砂川)	トリハロメタン生成能の測定回数減(1→0)	下流に水道水源無	
吉井川 水域	熊山橋(吉井川中・下流)	COD測定回数減(18→0)	環境基準不適用、必要性低
		ベンゼンの測定回数減(4→2)	過去10年間不検出
	弓削橋(吉井川中・下流)	生活環境項目の測定回数減 (18→12)	効率化、日変動少
		COD測定回数減(18→12)	環境基準不適用、下流に堰
	鴨越堰(吉井川中・下流)	生活環境項目の測定回数減 (18→12)	効率化、日変動少
		COD測定回数減(18→12)	環境基準不適用、堰
		ベンゼンの測定回数減(2→1)	過去10年間不検出
永安橋(吉井川中・下流)	生活環境項目の測定回数減 (18→12)	効率化、日変動少	
	COD測定回数減(18→12)	環境基準不適用、感潮域	
宮橋(金剛川)	COD測定回数減(18→0)	環境基準不適用、必要性低	
	ベンゼンの測定回数減(2→1)	過去10年間不検出	

(備考)「生活環境項目」透視度、pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数

(2) 海域

域	地点名	変更内容	変更理由
備 讃 瀬 戸	JFEスチール東	生活環境項目の測定回数 増 (6→12)	効率化後濃度上昇
	後閑沖	生活環境項目の測定回数 増 (6→12)	効率化後濃度上昇
播 磨 灘 北 西 部	布浜沖	生活環境項目測定回数増 (6→12)	効率化後濃度上昇 事業場負荷量増加
	備前市前島北	生活環境項目測定回数増 (6→12)	効率化後濃度上昇 事業場負荷量増加

(備考) 「生活環境項目」 透明度、pH、DO、COD、油分、大腸菌群数、塩素量

平成22年度地下水水質測定結果について

水質汚濁防止法第15条及び平成22年度地下水水質測定計画に基づき、地下水の水質の状況を把握するため、県、国土交通省、岡山市及び倉敷市が分担し、県下35地点で概況調査を行うとともに、過去に汚染が確認された10地点で継続監視調査を実施した。

【測定地点の内訳】

区分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	4	6	6	35
継続監視調査	2	1	4	3	10

1 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目（28項目）と要監視項目（24項目）

2 概況調査の結果

(1) 環境基準項目

35地点のうち5地点で環境基準を達成しなかった。環境基準値を超過した項目は、鉛、ひ素及びふっ素の3項目であった。原因としては、鉛及びひ素は自然由来と推定されるが、ふっ素は現在調査中である。

(2) 要監視項目

2地点で測定を行ったが、いずれの項目も検出されなかった。

3 継続監視調査

以前に汚染が確認され、周辺調査が終了している10地点のうち7地点で環境基準を達成せず、汚染の継続が確認された。環境基準値を超過した環境基準項目は、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン、ひ素・ふっ素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素であり、原因としては、これまでと同様にそれぞれ事業場由来、自然由来、生活排水由来と推定される。

平成24年度地下水水質測定計画作成の基本方針

1 概況調査について

- (1) 目的 県内で広く地下水汚染を発見する。
- (2) 測定地点の選定 岡山県を5km四方のメッシュに分割し、過去に測定を実施していないメッシュを選定する。
- (3) 測定地点数
 - ・県 19地点（市（15）は1地点、町村（9）は隔年で1地点）
 - ・岡山市、倉敷市 各市内6地点
- (4) 測定対象井戸の選定 選定したメッシュ内において、事業所や一般家庭が所有している井戸を選定する。この場合、地域全体が把握できる井戸や有害物質使用特定事業場の周辺の井戸を優先する等地域の実情に応じた井戸とする。
- (5) 測定項目
 - ・環境基準項目（28項目） すべての測定地点で測定
 - ・要監視項目（24項目） 測定地点のうち2地点で測定

2 継続監視調査

- (1) 目的 以前に汚染が確認され、継続している地点について、変動を把握する。
- (2) 平成23年度に引き続いて測定する地点
 - ・高梁市成羽町成羽地内（項目：トリクロロエチレン）
 - ・井原市高屋町地内（項目：トリクロロエチレン）
 - ・岡山市中区藤原西町地内（項目：ひ素）
 - ・岡山市北区野田地内（項目：ひ素）
 - ・岡山市南区箕島地内（項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）
 - ・岡山市北区立田地内（項目：ふっ素）
 - ・倉敷市児島唐琴地内（項目：テトラクロロエチレン）
 - ・倉敷市沖地内（項目：テトラクロロエチレン）
 - ・倉敷市中帯江地内（項目：ふっ素）
 - ・倉敷市中島地内（項目：1,2-ジクロロエチレン）
- (3) 測定を開始する地点
 - ・岡山市北区今岡地内（項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素）
平成21年度に確認されたが、原因不明であり、継続しているため。
 - ・岡山市東区金岡東町地内（項目：鉛）
平成21年度に確認され、原因は自然由来と推定されるが、継続しているため。
 - ・岡山市中区藤原西町地内（項目：鉛）
平成21年度に確認され、原因は自然由来と推定されるが、継続しているため。
- (4) 測定を終了する地点
 - ・岡山市東区西隆寺地内（項目：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）
井戸水の採取が不可能になり、かつ周辺に井戸が存在しないため。

【測定地点の内訳】

区分	岡山県	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	6	4	12
合計	21	12	10	43

公共用水域の環境基準等

I 人の健康の保護に関する環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

項目名	環境基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ヒ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

II 生活環境の保全に関する環境基準（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

ア

項目類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

イ

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

(2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

ア

項目類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/ 100mL以下
A	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/ 100mL以下
B	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
C	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L以上	—

イ

項目類型	基準値	
	全窒素	全りん
I	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	1mg/L以下	0.1mg/L以下

ウ

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下

2 海域

ア

項目類型	基準値				
	水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下	検出され ないこと。
B	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出され ないこと。
C	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

イ

項目類型	基準値	
	全窒素	全りん
I	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

ウ

項目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下

Ⅲ 要監視項目

(1) 人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値

(平成 21 年 11 月 30 日 環水大発第 091130004 号、環水大土発第 091130005 号)

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下

(2) 水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値

(平成 15 年 11 月 5 日 環水企発第 031105001 号、環水管発第 031105001 号)

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物 A	0.7mg/L 以下
		生物特 A	0.006mg/L 以下
		生物 B	3mg/L 以下
		生物特 B	3mg/L 以下
	海域	生物 A	0.8mg/L 以下
		生物特 A	0.8mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物 A	0.05mg/L 以下
		生物特 A	0.01mg/L 以下
		生物 B	0.08mg/L 以下
		生物特 B	0.01mg/L 以下
	海域	生物 A	2mg/L 以下
		生物特 A	0.2mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物 A	1mg/L 以下
		生物特 A	1mg/L 以下
		生物 B	1mg/L 以下
		生物特 B	1mg/L 以下
	海域	生物 A	0.3mg/L 以下
		生物特 A	0.03mg/L 以下

IV 環境基準類型指定状況

(1) BOD、COD等

区分	水域名	あてはめ水域名	該当類型	達成期間	類型指定年月日	
河川	高梁川	高梁川上流(新見市昭和橋より上流)	A	イ	S45. 9. 1 閣議決定	
		〃中流(新見市昭和橋から成羽川合流点まで)	A	イ	H20. 3. 28 県告示第 173 号	
		〃中流(成羽川合流点から湛井堰まで)	A	イ	〃	
		〃下流(湛井堰より下流)	B	イ	〃	
		西川(全域)	A	イ	S54. 4. 6 県告示第 330 号	
		小坂部川(全域)	A	イ	S45. 9. 1 閣議決定	
		有漢川(全域)	A	イ	〃	
		成羽川(全域)	A	イ	〃	
		小田川上流(淀平堰より上流)	A	イ	〃	
		〃下流(淀平堰より下流)	B	イ	〃	
		美山川(星田川を含む)	A	イ	S49. 5. 10 県告示第 549 号	
		里見川(全域)	D	イ	S45. 9. 1 閣議決定	
		旭川	旭川上流(湯原ダムより上流)	AA	イ	S46. 5. 25 閣議決定
	〃中流(湯原ダムから乙井手堰まで)		A	イ	〃	
	〃下流(乙井手堰より下流)		B	ロ	〃	
	新庄川(全域)		A	イ	S53. 4. 18 県告示第 332 号	
	百間川(全域)		C	ハ	S46. 5. 25 閣議決定	
	砂川(全域)		B	ロ	S51. 4. 23 県告示第 365 号	
	吉井川		吉井川上流(嵯峨堰より上流)	A	イ	S46. 5. 25 閣議決定
		〃中・下流(嵯峨堰より下流)	B	ロ	〃	
		加茂川(全域)	A	イ	S52. 4. 22 県告示第 347 号	
		梶並川(全域)	A	イ	S48. 4. 17 県告示第 424 号	
		滝川(全域)	B	ロ	〃	
		吉野川(全域)	A	イ	〃	
		金剛川(全域)	A	ロ	〃	
	笹ヶ瀬川	笹ヶ瀬川(全域)	B	ハ	S49. 5. 10 県告示第 549 号	
		足守川上流(前川合流点より上流)	A	ハ	〃	
		足守川下流(前川合流点より下流)	B	イ	〃	
		倉敷川	C	ハ	〃	
		芦田川	A	ハ	S50. 5. 13 県告示第 571 号	
	伊里川	伊里川(大谷川を含む)	B	ロ	〃	
	湖沼	児島湖	児島湖	B	ハ	S46. 5. 25 閣議決定
	海域	水島	玉島港区(別記1の水域)	C	イ	S45. 9. 1 閣議決定
			水島港区(別記2の水域)	C	イ	〃
			水島地先海域(甲)(別記3の水域)	B	イ	〃
			〃(乙)(別記4の水域)	A	イ	〃
児島湾		児島湾(甲)(別記5の水域)	C	ロ	S46. 5. 25 閣議決定	
		〃(乙)(別記6の水域)	B	ロ	〃	
		〃(丙)(別記7の水域)	A	イ	〃	
備讃瀬戸		備讃瀬戸(別記8の水域)	A	イ	S49. 5. 13 環境庁告示第 39 号	
牛窓地先海域		牛窓地先海域(別記9の水域)	A	イ	S48. 4. 17 県告示第 424 号 H16. 10. 29 県告示第 617 号	
播磨灘北西部		播磨灘北西部(別記10の水域)	A	ロ	S49. 5. 13 環境庁告示第 39 号	

(備考) 達成期間の分類は、次のとおりである。

イ：直ちに達成

ロ：5年以内で可及的速やかに達成

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

別記

- 1 玉島灯台と浦賀玉島デーゼル工業株式会社敷地西北端を結んだ線より北方の海域（玉島港区）
- 2 川崎製鉄株式会社敷地東南端と宮鼻南端を結んだ線より北方の海域（水島港区）
- 3 灯籠崎南端、上濃地島北端、太濃地島東端、イザノロジ島南端、上水島北端、下水島北端、寄島南端及び青佐鼻東端を順次に結んだ線より北方の海域であって、水島港区及び玉島港区に係る部分を除いたもの。（水島地先海域(甲)）
- 4 水島港区、玉島港区及び水島地先海域(甲)に係る海域を除く水島地先海域（水島地先海域(乙)）
- 5 岡山市海岸通1丁目3番地の13と岡山市鮑浦340番地を結ぶ線、児島湖えん堤および陸岸により囲まれた海域（児島湾(甲)）
- 6 岡山市西大寺正儀5203番地と岡山市小串321番地を結ぶ線、児島湖えん堤および陸岸により囲まれた海域であって、児島湾(甲)に係る部分を除いたもの（児島湾(乙)）
- 7 岡山市西大寺宝伝赤石3257番地の2から玉野市沼灰山1015番地の1に至る陸岸の地先海岸であって、児島湾(甲)、および児島湾(乙)に係る部分を除いたもの（児島湾(丙)）
- 8 玉野市出崎と香川県井島ヘガラ崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダーダガ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と高松市長崎鼻を結ぶ線、福山市狐崎と広島県宇治島西端を結ぶ線、同島南端と香川県三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって箕島町地先海域、番の州泊地、坂出港、高松港、詰田川尻並びに昭和45年9月1日閣議決定の水島港区、玉島港区、水島地先海域(甲)及び水島地先海域(乙)に係る部分を除いたもの（備讃瀬戸）
- 9 瀬戸内市邑久町福谷5288番地から岡山市西大寺宝伝赤石3257番地の2に至る陸岸の地先海域（牛窓地先海域）
- 10 相生市金ヶ崎と兵庫県西島手線干崎を結ぶ線、同地点と香川県小豆島藤崎を結ぶ線、同地点と岡山県稲鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（播磨灘北西部）

(2) 児島湖—全窒素、全りん

区分	水域名	あてはめ水域名	該当類型	暫定目標（平成22年度）	類型指定年月日
湖沼	児島湖	児島湖	V	全窒素 1.2mg/L 全りん 0.17mg/L	S62.3.10 県公告第165号 H4.3.27 県公告第177号

(備考) 達成期間は、次のとおりとする。

段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。

(3) 海域—全窒素、全りん

区分	あてはめ水域名	該当類型	達成期間	類型指定年月日	備考
海域	水島港区（別記1）	III	イ	H9.4.28 環境庁告示第19号 H15.3.27 環境省告示第35号※	備讃瀬戸水域
	水島地先海域（別記2）	II	イ		
	備讃瀬戸（イ）（別記3）	II	イ		
	備讃瀬戸（ロ）（別記4）	II	イ		
	備讃瀬戸（ハ）（別記5）	II	イ		
	児島湾（別記6）	IV	イ	H10.3.20 県告示第190号	
	児島湾沖（別記7）	II	イ	H16.2.27 県告示第105号	
	牛窓地先海域（別記8）	II	イ	H16.10.29 県告示第618号	
	播磨灘北西部（別記9）	II	イ	H9.4.28 環境庁告示第19号 H15.3.27 環境省告示第35号	播磨灘北西部水域

(備考) 達成期間の分類は次のとおりとする。

イ：直ちに達成。

ロ：5年以内で可及的速やかに達成。

ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成。

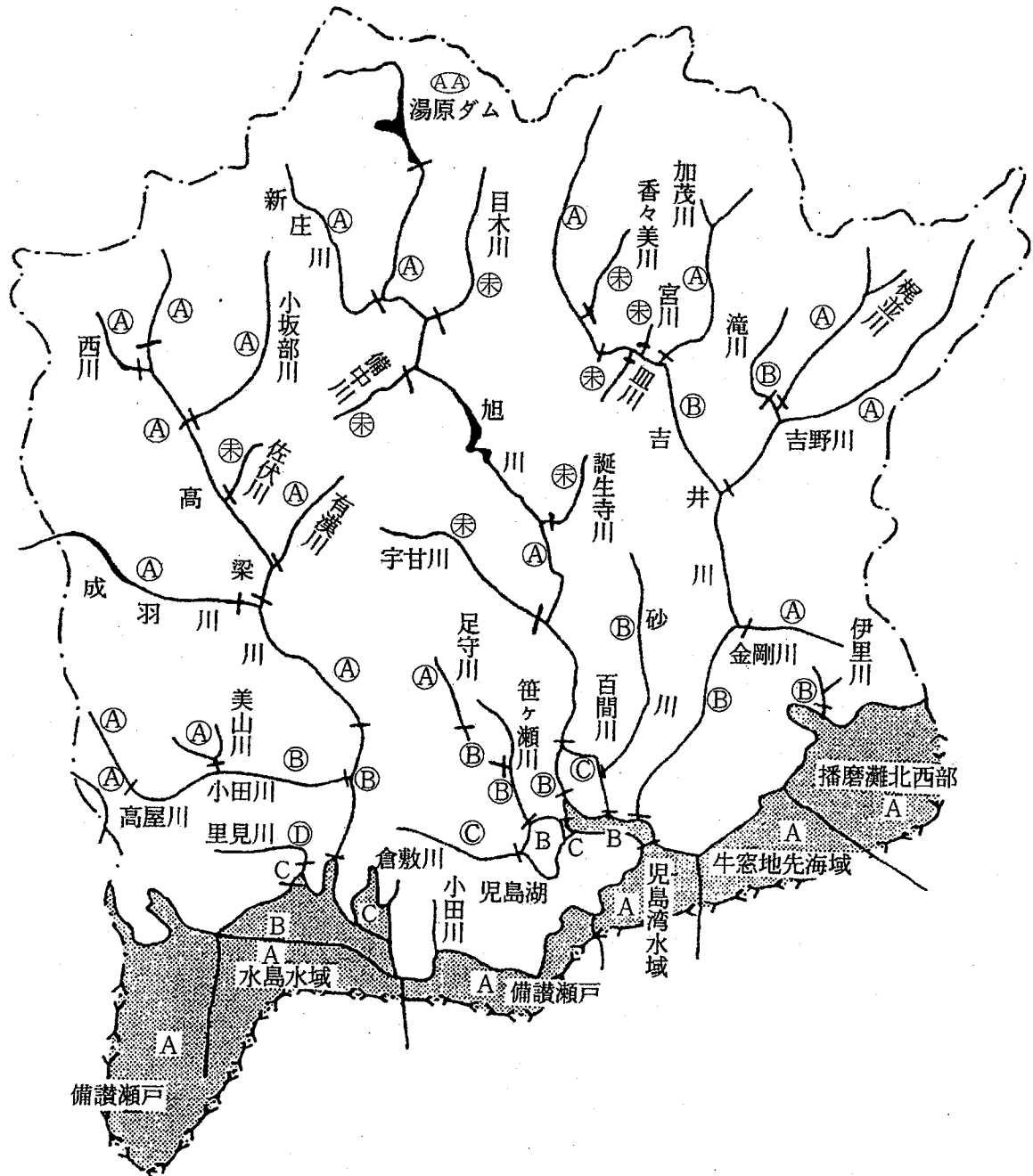
ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める。

※海域の全窒素、全りんについては、平成15年3月27日付け環境省告示第35号及び平成16年2月27日付け岡山県告示第105号で達成期間が改正され、暫定目標が廃止された。

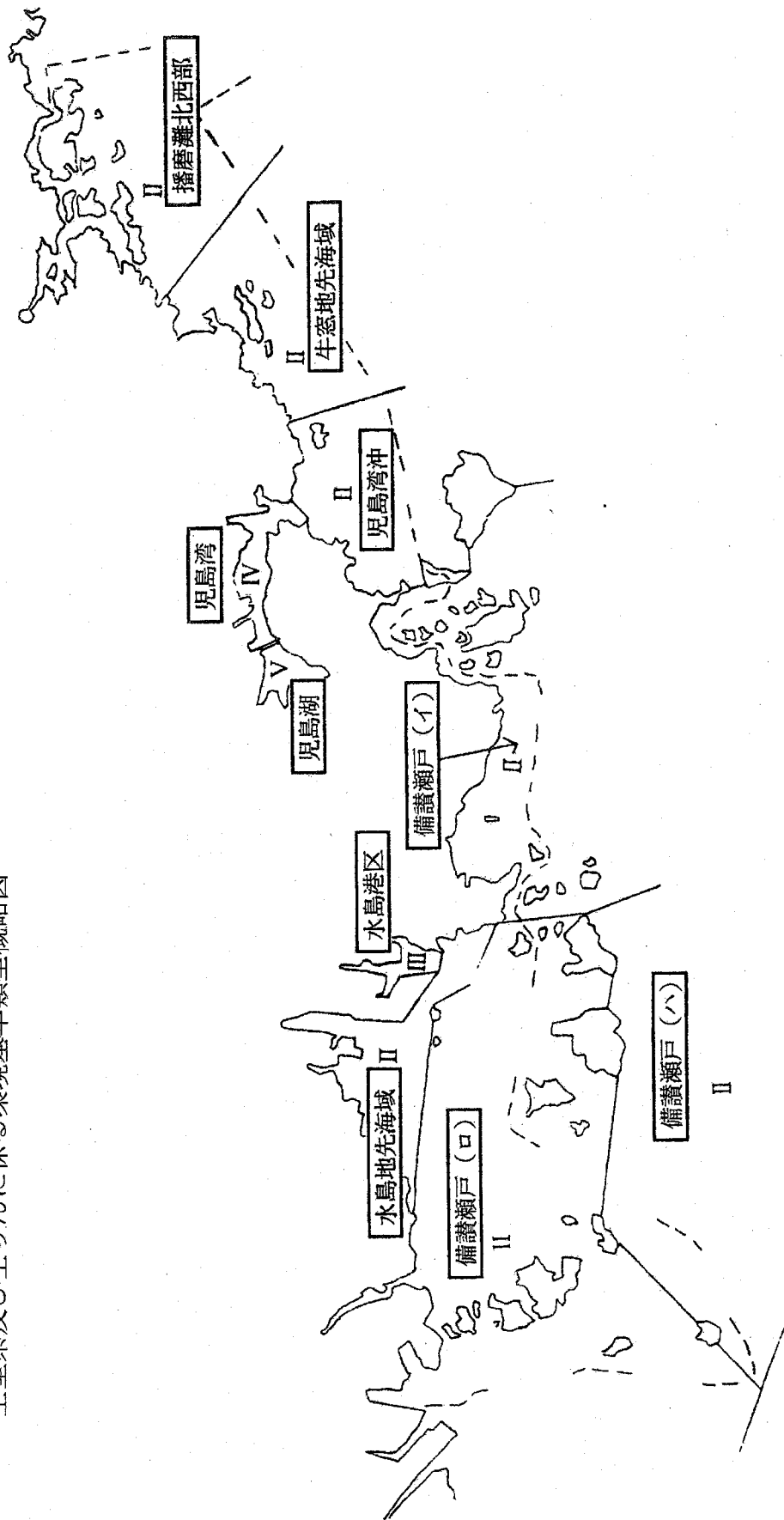
別記

- 1 倉敷市川崎製鉄株式会社敷地東南端と同市宮の鼻南端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（水島港区）
- 2 倉敷市灯籠崎南端と岡山県上濃地島北端を結ぶ線、同地点と同県大濃島東端を結ぶ線、同地点と同県イザノロジ島南端を結ぶ線、同地点と同県上水島北端を結ぶ線、同地点と同県下水島北端を結ぶ線、同地点と同県寄島南端を結ぶ線、同地点と同県寄島町青佐鼻東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、水島港区に係る部分を除いたもの（水島地先海域）
- 3 玉野市出崎と香川県井島ヘラガ崎を結ぶ線、同島鞍掛鼻と同県豊島ダツダカ鼻を結ぶ線、同島礼田崎と高松市長崎鼻を結ぶ線、倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同地点と坂出市砂弥島北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（備讃瀬戸（イ））
- 4 倉敷市灯籠崎南端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同県六島北端を結ぶ線、同島南端と同地点から南西方5,900m地点（北緯34度16分59秒、東経133度30分56秒。以下「A点」という。）を結ぶ線、同地点と広島県宇治島南端を結ぶ線、同県西端と福山市狐崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、水島港区、水島地先海域及び箕島町地先海域に係る部分を除いたもの（備讃瀬戸（ロ））
- 5 坂出市砂弥島北端と香川県本島東端を結ぶ線、同島カブラサキ鼻と同県広島東端を結ぶ線、同島西端と岡山県真鍋島東端を結ぶ線、同島南端と同島六島北端を結ぶ線、同島南端とA点を結ぶ線、同地点と香川県三崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（備讃瀬戸（ハ））
- 6 岡山市西大寺正儀5203番地と岡山市小串321番地とを結ぶ線、児島湖えん堤及び陸岸により囲まれた海域（児島湾）
- 7 岡山市西大寺宝伝字赤石3257番地の2から玉野市沼灰山1015番地の1に至る陸岸の地先海域であって、児島湾に係る部分を除いたもの（児島湾沖）
- 8 瀬戸内市邑久町福谷5288番地から岡山市西大寺宝伝字赤石3257番地の2に至る陸岸の地先海域（牛窓地先海域）
- 9 相生市金ヶ崎と兵庫県西島手繰干崎を結ぶ線、同地点と香川県小豆島藤崎を結ぶ線、同地点と岡山県猪ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（播磨灘北西部）

BOD (COD) 等に係る環境基準類型指定概略図



全窒素及びりんに係る環境基準類型概略図



地下水の環境基準等

I 人の健康の保護に関する環境基準

(平成 9 年環境庁告示第 10 号)

項目名	環境基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

II 要監視項目

人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値

(平成 21 年 11 月 30 日 環水大水発第 091130004 号、環水大土発第 091130005 号)

項目	指針値
クロロホルム	0.06mg/L 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下
イソキサチオン	0.008mg/L 以下
ダイアジノン	0.005mg/L 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003mg/L 以下
イソプロチオラン	0.04mg/L 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04mg/L 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05mg/L 以下
プロピザミド	0.008mg/L 以下
EPN	0.006mg/L 以下
ジクロロボス (DDVP)	0.008mg/L 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03mg/L 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008mg/L 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6mg/L 以下
キシレン	0.4mg/L 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07mg/L 以下
アンチモン	0.02mg/L 以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下
全マンガン	0.2mg/L 以下
ウラン	0.002mg/L 以下

平成24年度公共用水域及び地下水の
水質測定計画（案）

平成24年1月

岡山県

目 次

平成 2 4 年度公共用水域の水質測定計画 (P 1)

平成 2 4 年度地下水の水質測定計画 (P22)

平成 24 年度公共用水域の水質測定計画

1 目的

平成 24 年度における岡山県内の公共用水域の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 対象水域

河川 41 水域、湖沼 1 水域、海域 10 水域の合計 52 水域を対象とする。

河 川	高梁川水域	高梁川上流、高梁川中流(1)、高梁川中流(2)、高梁川下流、西川、小坂部川、有漢川、成羽川、小田川上流、小田川下流、美山川(星田川を含む。)、里見川、佐伏川*
	旭川水域	旭川上流、旭川中流、旭川下流、新庄川、百間川、砂川、目木川*、備中川*、誕生寺川*、宇甘川*
	吉井川水域	吉井川上流、吉井川中・下流、加茂川、梶並川、滝川、吉野川、金剛川、香々美川*、皿川*、宮川*
	笹ヶ瀬川水域	笹ヶ瀬川、足守川上流、足守川下流、相生川*
	倉敷川水域	倉敷川(流入支川を含む。)
		高屋川、伊里川(大谷川を含む。)、小田川(児島)*
湖 沼	児島湖	
海 域	水島水域	玉島港区、水島港区、水島地先海域(甲)、水島地先海域(乙)
	児島湾水域	児島湾(甲)、児島湾(乙)、児島湾(丙)
		備讃瀬戸、牛窓地先海域、播磨灘北西部

※ *印は環境基準の類型指定をしていない水域を示す。(河川 10 水域)

3 測定機関

岡山県、国土交通省、岡山市及び倉敷市

4 測定地点、測定項目及び頻度等

河川 86 地点、湖沼 4 地点、海域 69 地点の合計 159 地点において、別表 1、別表 2 及び別表 3 のとおり実施する。なお、測定地点の位置図は、別図 1 から別図 8 のとおりである。

(1) 測定地点の概要

ア 測定機関別の地点数

区 分	岡山県	国土交通省	岡山市	倉敷市	合 計
河 川	51(20)	15(8)	16(5)	4(0)	86(33)
湖 沼	-	-	4(2)	-	4(2)
海 域	35(13)	-	13(9)	21(7)	69(29)
合 計	86(33)	15(8)	33(16)	25(7)	159(64)

※ () は環境基準点の再掲。

イ 測定項目別の地点数

区分	健康項目	生活環境項目				その他調査項目		
		環境基準点	補助点	その他	計	栄養塩類等	要監視項目	要測定指標
河川	46	33	42	11	86	37	13	38
湖沼	2	2	2	-	4	4	-	4
海域	36	29	40	-	69	35	13	69
合計	84	64	84	11	159	76	26	111

※「環境基準点」とは、環境基準の達成状況を評価するための測定地点をいう。

「補助点」とは、環境基準点を補足する測定地点をいう。

「その他」とは、環境基準の類型指定のない水域における測定地点をいう。

(2) 測定項目及び頻度の考え方

ア 健康項目は、環境基準点及び主な補助点で年1～4回測定する。

イ 生活環境項目は、年12回測定する。ただし、環境基準点は、2回を通日測定し、年18回とする。

※「通日測定」とは、河川及び湖沼では6時間ごとに1日4回、海域では満潮・干潮時に表層及び中層で1日2回測定することをいう。

ウ 栄養塩類等（全窒素、全りん、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素、アンモニア性窒素、りん酸態りん、クロロフィルa等）は、海域、児島湖及びダム湖並びにその流入河川で年1～18回測定する。

エ 要監視項目は、主な環境基準点及び補助点で年1回測定する。

オ 要測定指標（大腸菌数（河川）、透明度（湖沼・海域）、下層DO（湖沼・海域））は、年4回～18回測定する。

カ その他必要に応じ測定する。

5 測定方法

ア 測定方法及び報告下限値は、別表4のとおりとする。

イ 採水日は、河川及び湖沼では、採水日前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選び、海域では、大潮期の風や雨の影響の少ない日を選ぶ。

ウ 採水位置は、河川では、流心で水面から水深の2割程度の深さとし、湖沼では表層（水面下0.5m）とし、海域では表層（海面下0.5m）及び中層（海面下2m）とする。
なお、下層DOの測定深さは、湖底又は海底直上0.5～1mとする。

6 結果通知等

国土交通省、岡山市及び倉敷市は、毎月、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、健康項目が環境基準を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

新たな汚染が懸念される災害や不法投棄等が発生・発見されたときは、その影響範囲の把握及び原因究明等のため緊急モニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成する。

別表1 測定地点、測定項目及び頻度(河川) その1 高梁川水域

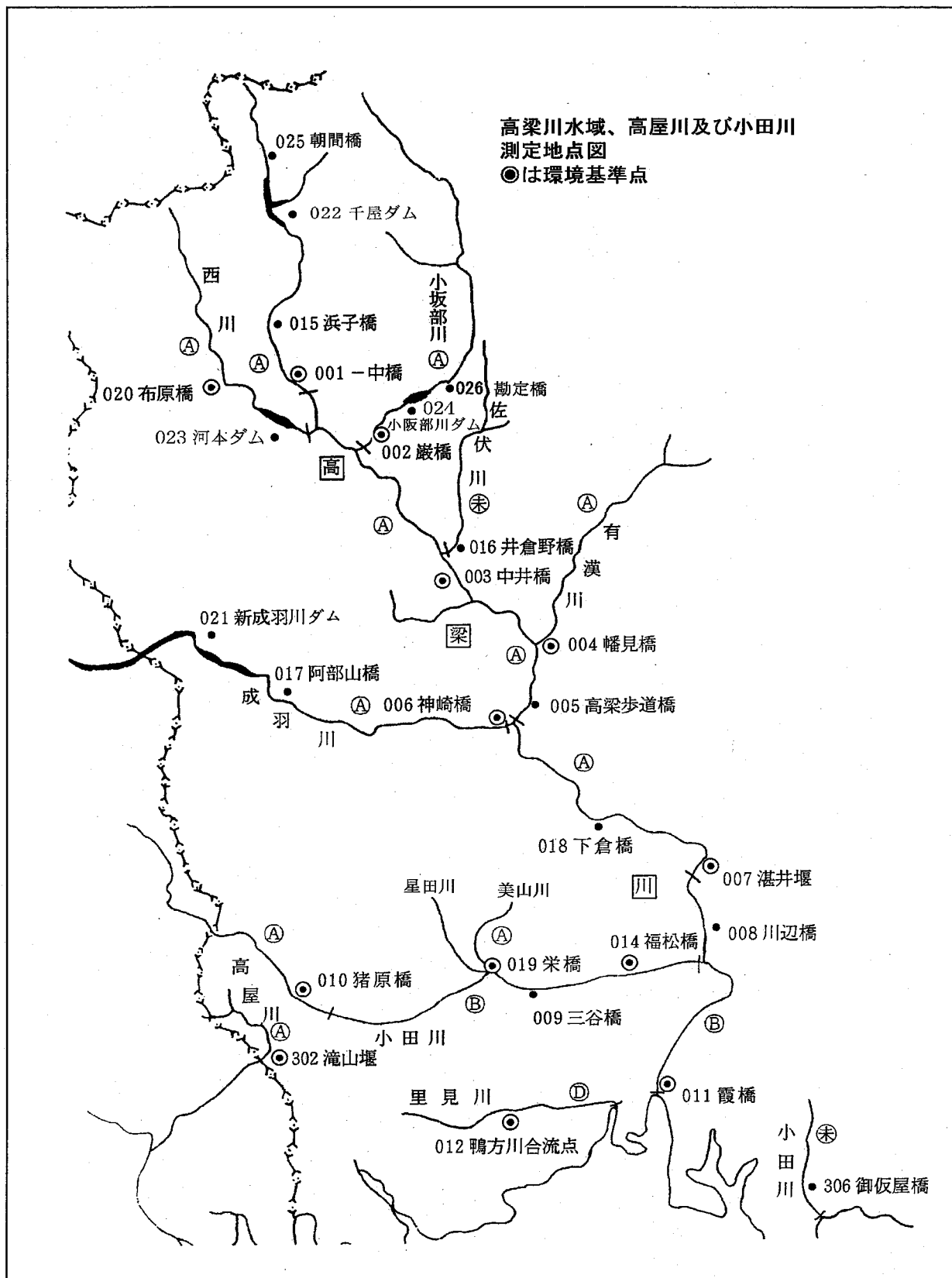
水域名	類型及び達成期間	岡山県地点番号	環境基準地点 ◎全要察及びひりん ○COD又はBOD	測定地点名	市町村名	測定頻度		生活環境項目		健康項目												その他項目					要監視項目	測定頻度	河川名
						測定回数	測定月数	全要察	ひりん	全カドシアン	全亜鉛	全亜鉛	全要察	大腸菌群数	SS	油分	石油類	六価クロム	水銀	鉛	銅	溶解性鉄	溶解性マンガン	クロロム	トリハロメタン生成能	EPN以外の要監視27項目			
高梁川上	A-I	0.2.5	◎	朝間橋	新見市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県	
		0.2.2	◎	千屋ダム	新見市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県	
高梁川中流(1)	A-I	0.1.5	◎	浜子橋	新見市	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県		
		0.0.1	◎	中橋	新見市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
高梁川中流(2)	A-I	0.0.3	◎	中井橋	高梁市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
		0.0.5	◎	高梁歩道橋	高梁市	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県		
高梁川下	B-I	0.1.8	◎	下倉橋	総社市	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県		
		0.0.7	◎	湛井堰	総社市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
高梁川	A-I	0.0.8	◎	川辺橋	倉敷市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
		0.1.1	◎	蔵橋	倉敷市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
西川	A-I	0.2.3	◎	河本ダム	新見市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
		0.2.0	◎	布原橋	新見市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
小坂部川	A-I	0.2.6	◎	勘定橋	新見市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
		0.2.4	◎	小坂部川ダム	新見市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
有漢川	A-I	0.0.2	◎	蔵橋	新見市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
		0.0.4	◎	幡見橋	高梁市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
成羽川	A-I	0.0.6	◎	神崎橋	高梁市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
		0.1.7	◎	阿部山橋	高梁市	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	岡山県		
小田川上	A-I	0.2.1	◎	新成羽川ダム	高梁市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
		0.1.0	◎	猪原橋	井原市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
小田川下	B-I	0.0.9	◎	三谷橋	矢掛町	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
		0.1.4	◎	福松橋	倉敷市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
美山川	A-I	0.1.9	◎	栄橋	矢掛町	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
		0.1.6	◎	井倉野橋	高梁市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		
里見川	D-I	0.1.2	◎	鴨方川合流点	浅口市	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	岡山県		

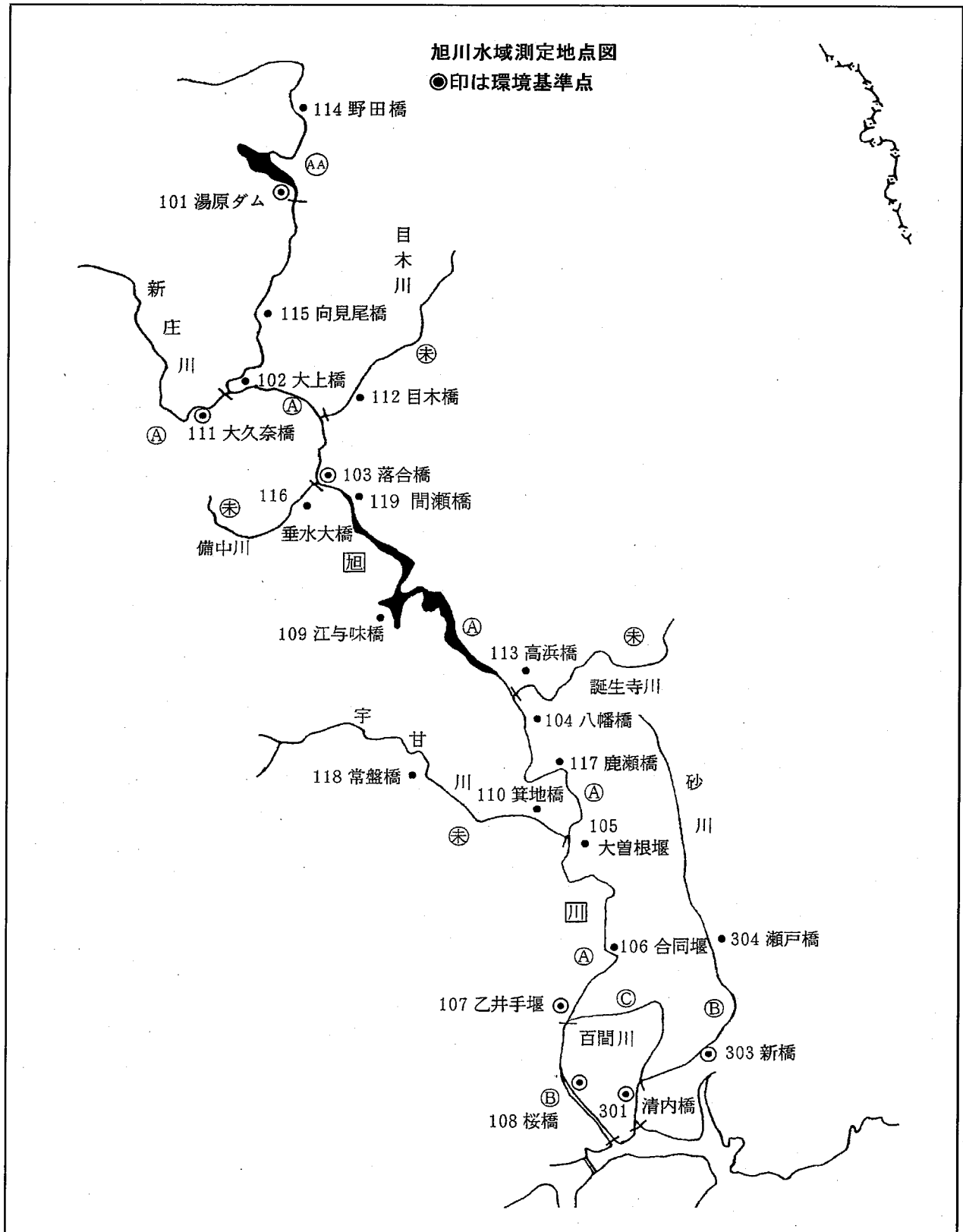
(備考) 達成期間の分類 イ: 5年以内で可及的速やかに達成 ロ: 5年を超え可及的速やかに達成 ハ: 5年を超え可及的速やかに達成

別表3 測定地点、測定項目及び頻度（海域） その1 水島水域

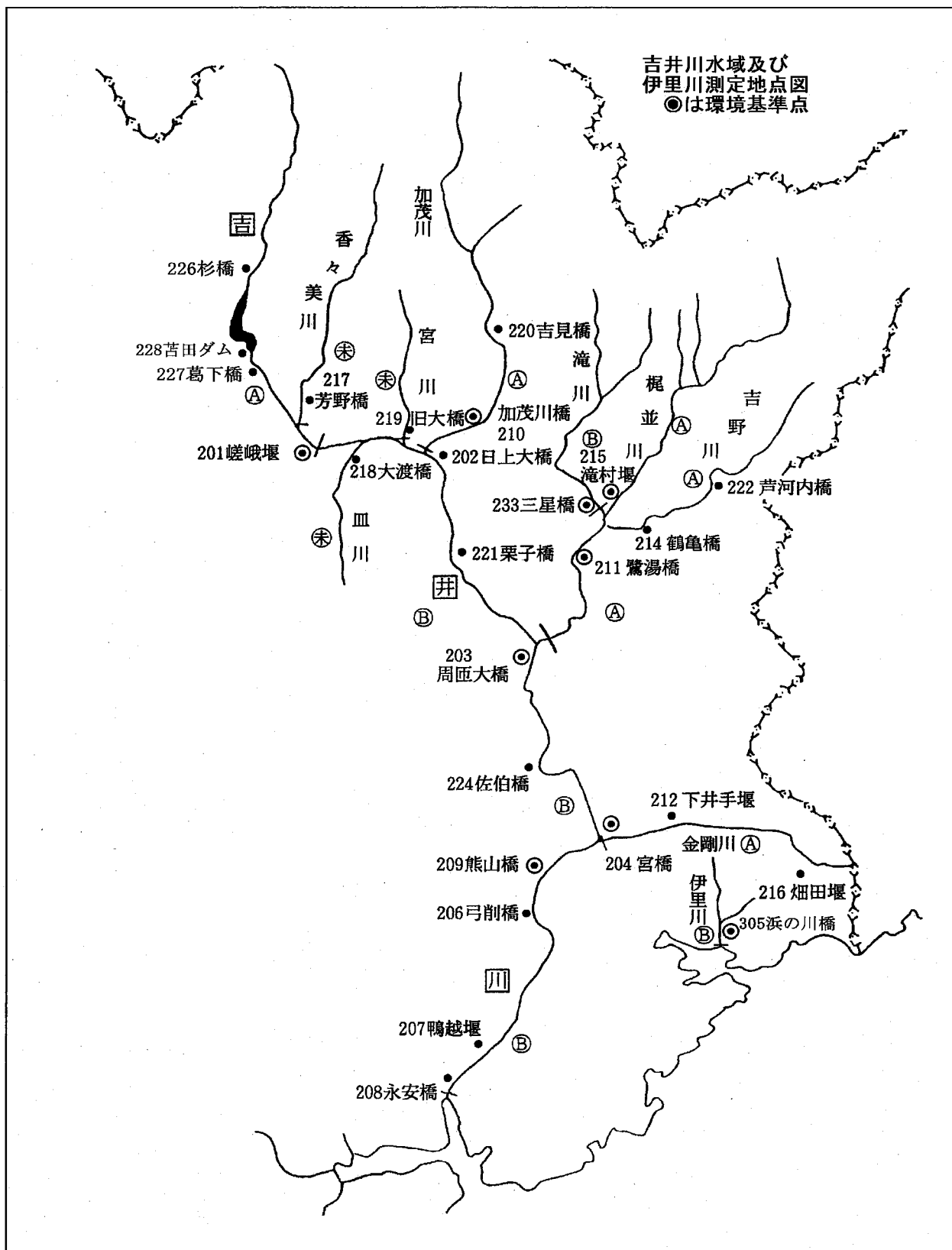
生活環境の保全に 関する環境基準	全環境の保全に 関する環境基準	岡山県点 番	環境 基準点	測定地点名	測定頻度		生活環境項目		測定項目		その他項目		監視項目	監視頻度	監視項目	監視頻度	測定機関名
					測定回数	測定月数	測定頻度	測定月数	環境項目	測定項目	その他項目	監視項目					
水	C-I	501	◎	玉島港奥部	12	18	14	18	18	18	14	14	14	14	倉敷市		
				呼松水路	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	倉敷市	
				呼松水路奥部	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	倉敷市	
				水島港口部	12	18	14	18	18	18	18	18	18	14	14	倉敷市	
				水島港奥部	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	倉敷市	
				高梁川河口部	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	倉敷市	
				玉島港沖合	12	18	14	18	18	18	18	18	18	14	14	倉敷市	
				寄島沖	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	倉敷市	
				下島北	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	倉敷市	
				上島北	12	18	14	18	18	18	18	18	18	14	14	倉敷市	
				濃地諸島東	12	18	14	18	18	18	18	18	18	14	14	倉敷市	
				E地区沖	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	倉敷市	
				網代諸島沖	12	18	14	18	18	18	18	18	18	14	14	倉敷市	
				下津井沖	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	倉敷市	
				寄島沖合	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	倉敷市	
				網代諸島西沖	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	倉敷市	
				太濃地島西沖	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	倉敷市	
				手島西沖	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	岡山県	

(備考) 測定頻度の分類 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成

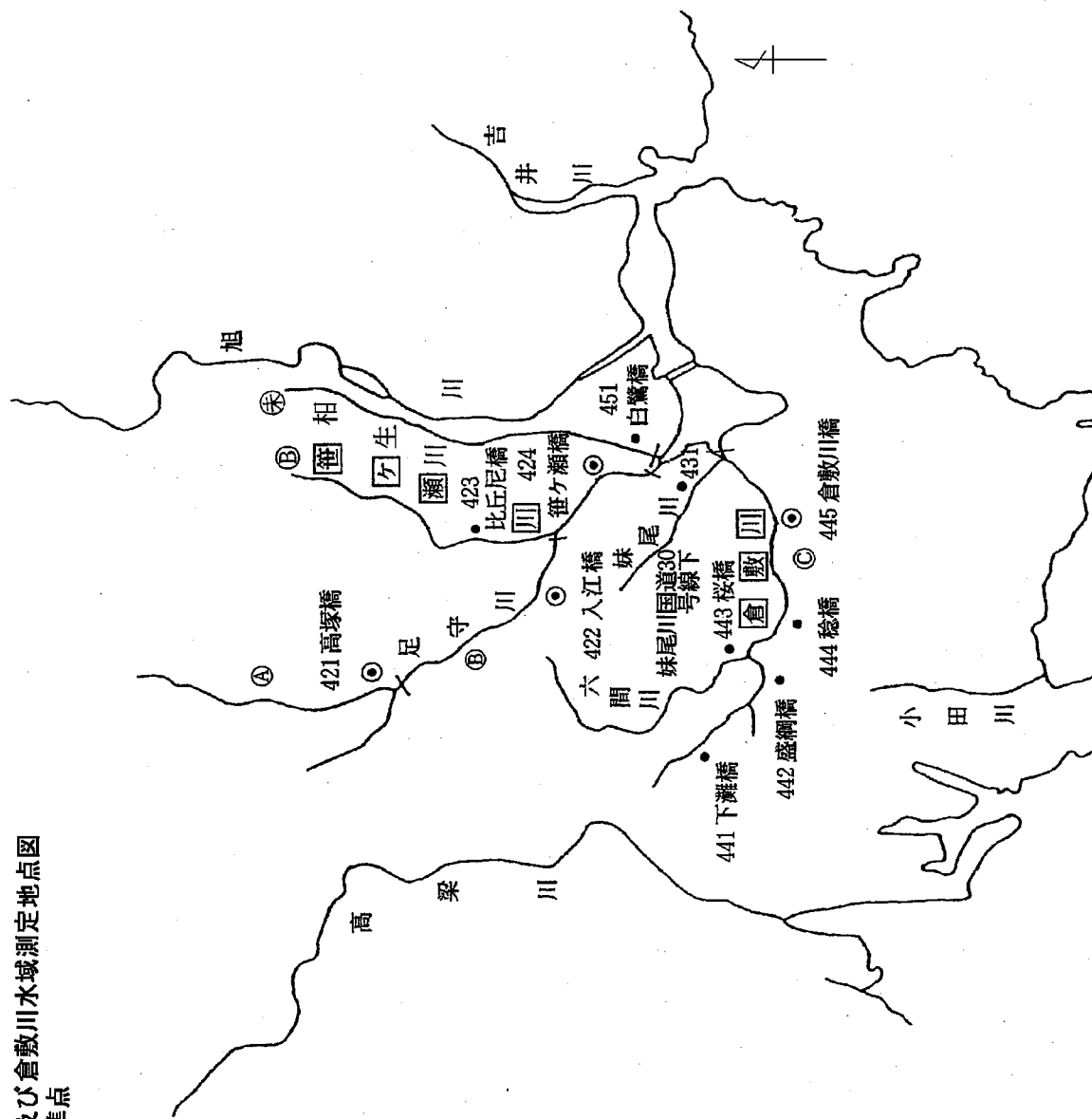


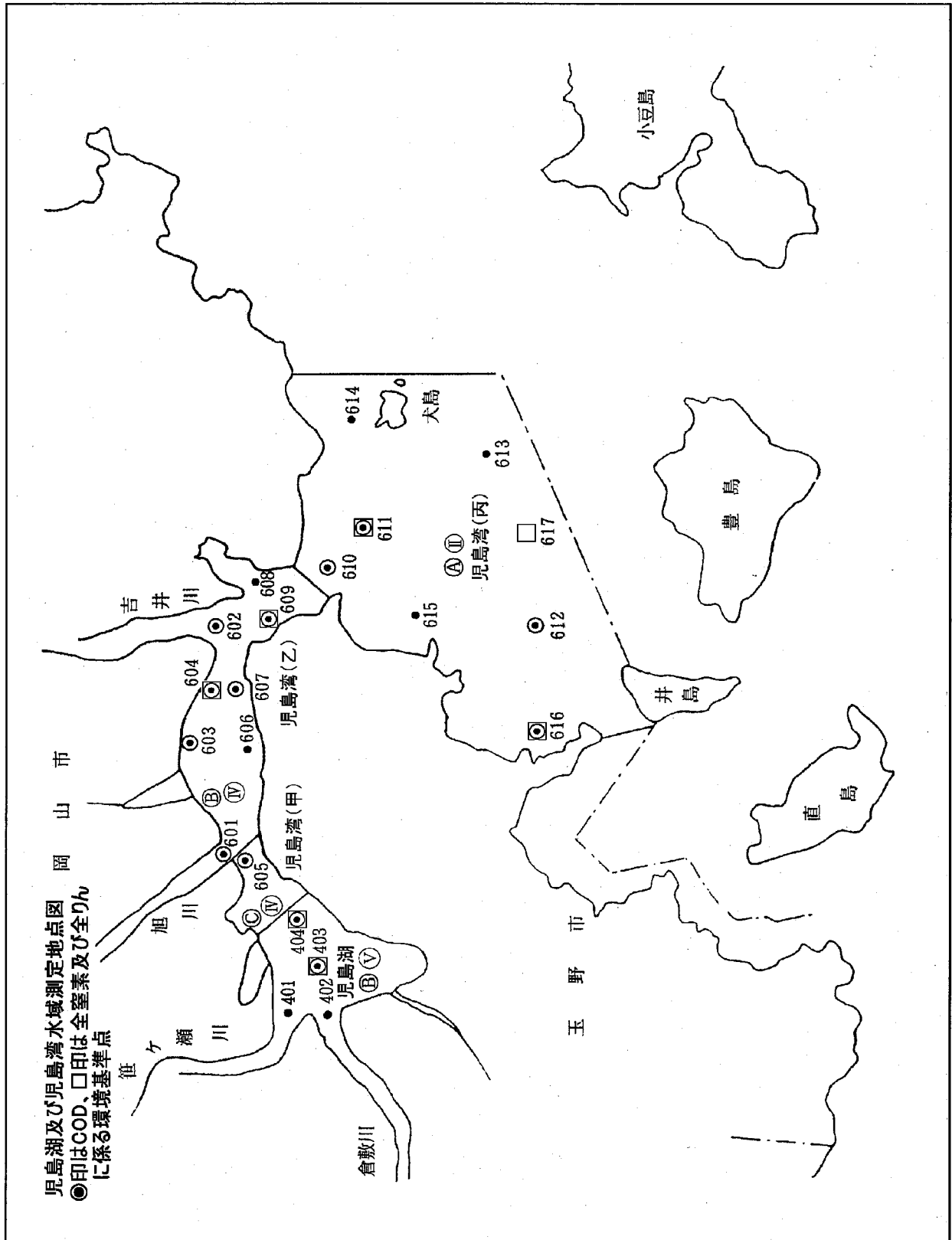


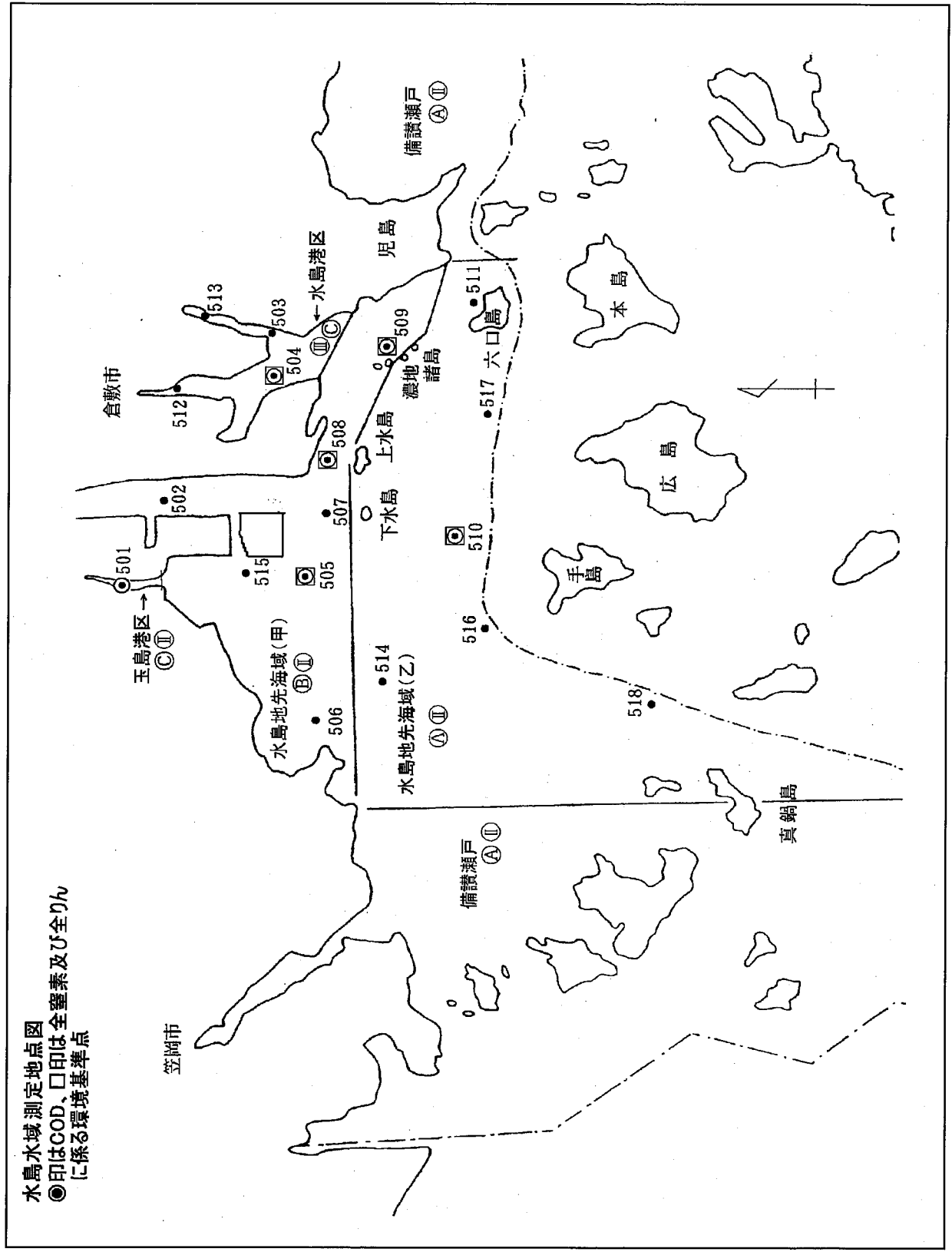
別図3

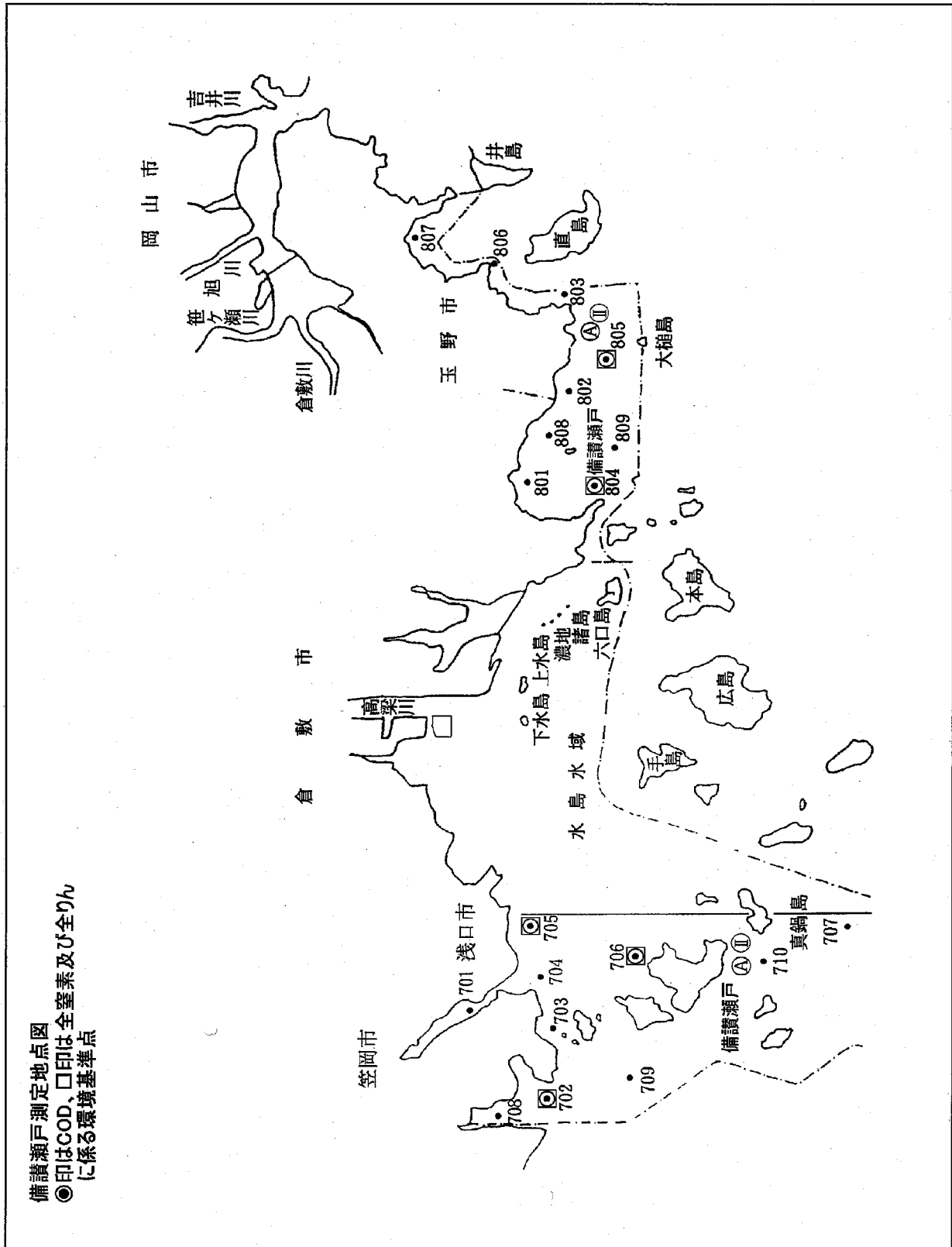


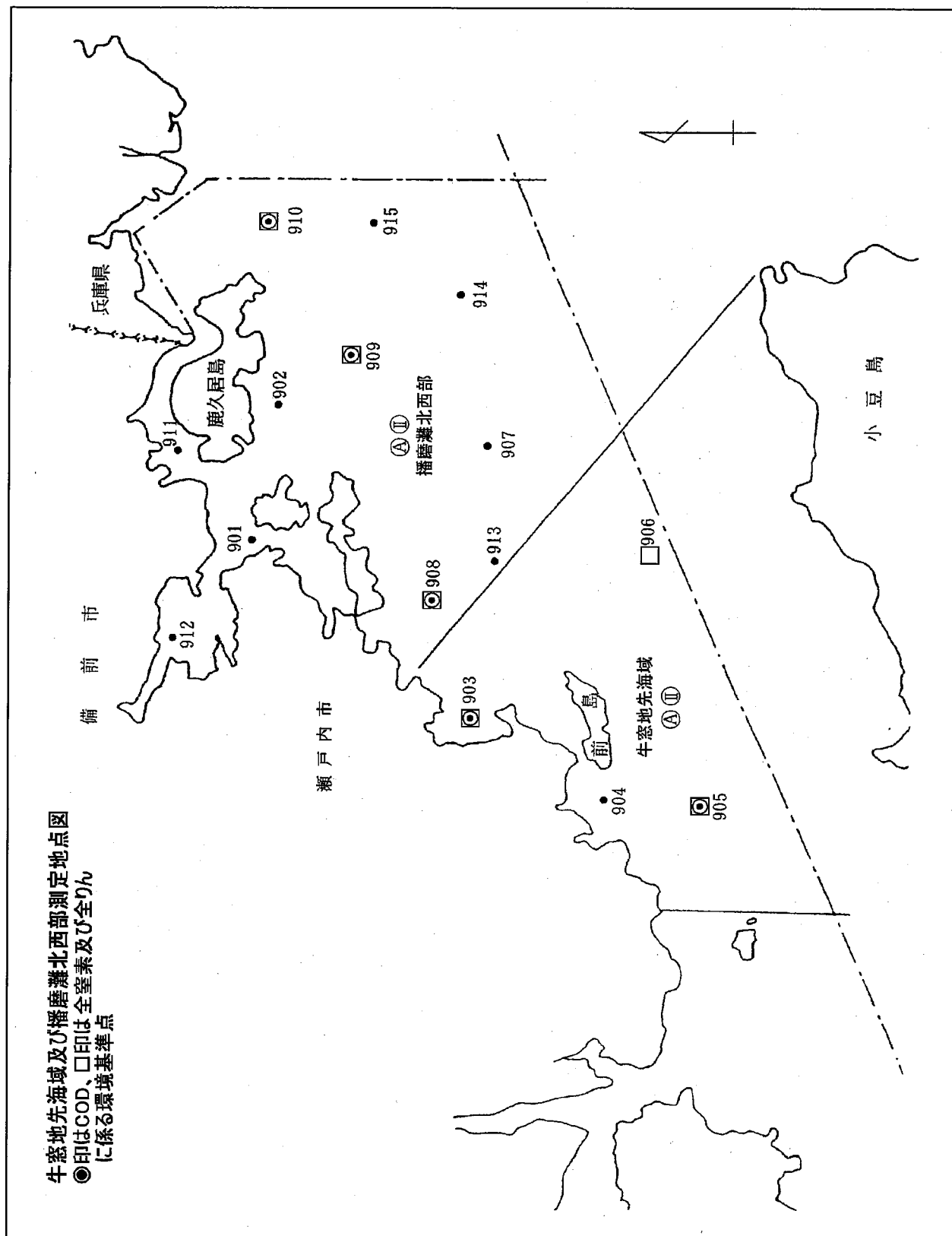
世々瀬川水域及び倉敷川水域測定地点図
 ●印は環境基準点











別表4 測定方法及び報告下限値（公共用水域）

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記	
生活環境項目	水素イオン濃度(pH)	日本工業規格 K0102(以下、「規格」という。)12.1 に定める方法	—	—
	溶存酸素量(DO)	規格 32 に定める方法	0.5	<0.5
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	規格 21 に定める方法	0.5	<0.5
	化学的酸素要求量(COD)	規格 17 に定める方法	0.5	<0.5
	ノルマルヘキサン抽出物質(油分 等)	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「告示」という。)付表 10 に掲げる 方法	0.5	ND
	浮遊物質(SS)	告示付表8に掲げる方法	1	<1
	大腸菌群数	告示別表2備考4に掲げる方法(BGLB法の最確数による定量法)	1.8 (MPN/100mL)	<1.8E00
	全窒素	規格 45.2、45.3 又は 45.4 に定める方法(ただし海域にあっては規格 45.4)	0.05	<0.05
	全りん	規格 46.3 に定める方法	0.003	<0.003
	全亜鉛	規格 53 に定める方法(準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、 付表9に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水に ついては付表9の1(1)による。)	0.001	<0.001
健康項目	カドミウム	規格 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法(準備操作は規格 55 に定める 方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)	0.0003	<0.0003
	全シアン	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める 方法	0.1	ND
	鉛	規格 54 に定める方法	0.005	<0.005
	六価クロム	規格 65.2 に定める方法	0.02	<0.02
	ヒ素	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005	<0.005
	総水銀	告示付表1に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005	ND
	PCB	告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
	ジクロロメタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	四塩化炭素	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002	<0.0002
	1,2-ジクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	シス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	同上	0.002	<0.002
	テトラクロロエチレン	同上	0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	<0.0002
	チラウム	告示付表4に掲げる方法	0.0006	<0.0006
	シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
	チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
	ベンゼン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001	<0.001
	セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002	<0.002
	硝酸性窒素及び亜硝酸性 窒素	硝酸性窒素にあっては、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法	0.02	<0.02
		亜硝酸性窒素にあっては、規格 43.1 に定める方法	0.01	<0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じた ものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
	ふっ素	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1c) (注(6)第三文を除く。)に 定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物 質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及 び付表6に掲げる方法	0.08	<0.08
ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0.03	<0.03	
1,4-ジオキサン	付表7に掲げる方法	0.005	<0.005	

測定項目		測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
その他項目	銅	規格 52.2、52.4 又は 52.5 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性鉄	日本工業規格 M0202 の 32.a).2)又は 32.a).3)及び規格 57.2 又は 57.4 に定める方法	0.01	<0.01
	溶解性マンガン	日本工業規格 M0202 の 33.a).2)又は 33.a).3)及び規格 56.2、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.01	<0.01
	総クロム	規格 65.1 に定める方法	0.03	<0.03
	アンモニア性窒素	海洋観測指針及び上水試験方法に掲げる方法又は規格 42.2 に定める方法	0.01	<0.01
	りん酸態りん	海洋観測指針に掲げる方法	0.01	<0.01
	塩素量	海洋観測指針 5.3(サリメーターによる方法)に掲げる方法	—	—
	クロロフィルa	海洋観測指針及び上水試験方法又は河川水質試験方法(旧建設省)に掲げる方法	0.1 ($\mu\text{g/L}$)	<0.1
	トリハロタン生成能	平成 7 年環境庁告示第 30 号に定める方法	0.0005	<0.0005
要監視項目	クロホルム	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0006	<0.0006
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	同上	0.004	<0.004
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
	イキサチオン	平成 5 年 4 月 28 日付け環水規第 121 号付表(以下、「付表」)1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ダイズン	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	フェントロチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
	イソプロチオン	同上	0.004	<0.004
	オキシ銅(有機銅)	付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
	クロタロニル(TPN)	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
	プロピサミド	同上	0.0008	<0.0008
	EPN	同上	0.0006	<0.0006
	ジクロルボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
	フェブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
	イプロヘンホス(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
	クロロトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
	トルエン	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
	キシレン	同上	0.04	<0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
	ニッケル	規格 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
	モリブデン	規格 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号環水管発第 040331005 号通知(以下、「追加通知」)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.0005	<0.0005
	塩化ビニルモノマー	追加通知付表1に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	エピクロロヒドリン	追加通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	全マンガン	規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
	ウラン	追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	フェノール	平成 15 年 11 月 5 日付け環水企発第 031105001 号環水管発第 031105001 号通知付表1に掲げる方法	0.001	<0.001
ホルムアルデヒド	同上通知付表2に掲げる方法	0.003	<0.003	
要測定指標	大腸菌数	平成 23 年 3 月 24 日付け環水大水発第 110324001 号別添2の4. 第1又は第2に掲げる方法	1	<1
	下層 DO	規格 32 に定める方法	0.5	<0.5

備考 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。

平成 24 年度地下水の水質測定計画

1 目的

平成 24 年度における岡山県内の地下水の水質の汚濁の状況を常時監視するため、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき水質測定計画を定める。

2 調査種別

(1) 概況調査

地域の全体的な地下水質の概況を把握するため、調査を実施する。

(2) 継続監視調査

概況調査等により汚染が確認された地域における地下水の状況を把握するため、継続的に調査を実施する。

3 測定機関

岡山県、岡山市及び倉敷市

4 測定地点、測定項目及び頻度等

概況調査 31 地点、継続監視調査 12 地点において、別表 1 のとおり実施する。なお、測定地点の位置図は別図のとおりである。

(1) 測定地点の概要

区分	岡山県	岡山市	倉敷市	合計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	6	4	12
合計	21	12	10	42

※概況調査はローリング方式により実施する。

※継続監視調査の内訳

岡山県：揮発性有機化合物（2 地点）

岡山市：鉛（2 地点）、ひ素（2 地点）、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素（2 地点）、ふっ素（2 地点）

倉敷市：揮発性有機化合物（3 地点）、ひ素（1 地点）、ふっ素（1 地点）

(2) 測定項目及び測定頻度

ア 概況調査

環境基準の全項目を年 1 回測定する。

要監視項目は、2 地点で年 1 回測定する。

イ 継続監視調査

環境基準の超過項目等を、年 1～2 回測定する。

5 測定方法

ア 測定方法及び定量下限値は、別表2のとおりとする。

イ 採水日は、前日の天候が比較的安定している日を選ぶ。

ウ 採水位置は、表層（水面下 0.5m）からとする。ただし、打ち込み井戸等において揚水ポンプを使用している場合は、流水を採水する。

6 結果通知等

岡山市及び倉敷市は、水質測定が終了したときは、電子ファイル形式により測定結果を岡山県に通知する。

なお、環境基準項目が基準値を超過した場合は、直ちに、岡山県に通報する。

7 緊急時対応

(1) 汚染井戸発見時

概況調査により新たに発見された汚染や事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染については、その汚染範囲を確認するために汚染井戸周辺地区調査を実施するものとし、その水質測定計画については事案ごとに別途作成する。

(2) 災害等発生時

地震等の災害等が発生した場合、新たな地下水の汚染やその拡散が懸念されるため緊急的なモニタリングを必要に応じ実施するものとし、これに係る水質測定計画は、それぞれの事案に応じ別途作成するものとする。

別表1 測定地点、測定項目及び頻度(地下水) その1 概況調査

番号	所在地	測定地点 (メッシュ番号)	測定回数	環境基準													項目				要監視項目(24項目)	測定機関												
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ひ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー	1・1-ジクロロエチレン	1・2-ジクロロエチレン	1・1・1-トリクロロエタン	1・1・2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン			テトラクロロエチレン	1・3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4-ジオキサン	
1	玉野市八浜町波知	N-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
2	備前市伊里中	S-15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
3	赤磐市真吉原	R-15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
4	瀬戸内市邑久町豊原	Q-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
5	和気町清水	R-15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
6	笠岡市西大島	F-22	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
7	井原市美星町明治	F-17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
8	総社市新本	H-17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
9	高梁市川上町高山市	C-16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
10	新見市哲西町大竹	A-12	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
11	浅口市鶴方町小坂西	F-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
12	早島町早島	K-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
13	里庄町大字新庄	F-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
14	津山市宮郷上	L-07	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
15	真庭市日野上	I-09	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
16	美作市今岡	V-07	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
17	勝央町勝間田	Q-09	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
18	西粟倉村知社	U-06	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
19	美咲町北	L-09	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山県
20	岡山市北区吉備津	L-17	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市
21	岡山市北区下高田	L-15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市
22	岡山市北区河津川高	M-15	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市
23	岡山市南区難崎植松	L-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市
24	岡山市中区国富	N-18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市
25	岡山市北区吉宗	M-16	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	岡山市
26	倉敷市玉島黒崎	G-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	倉敷市
27	倉敷市玉島爪崎	I-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	倉敷市
28	倉敷市浜町	J-19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	倉敷市
29	倉敷市神田	J-20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	倉敷市
30	倉敷市曾原	K-21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	倉敷市
31	倉敷市下津井	K-23	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	倉敷市

別表 1 測定地点、測定項目及び頻度（地下水） その 2 継続監視調査

番号	所在地	測定地点 (マッシュ番号)	測定回数	環境基準													項目				測定機関	備考													
				カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	ヒ素	総水銀	アルキル水銀	P C B	ジクロロメタン	四塩化炭素	1・2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマー	1-1-ジクロロエチレン	1・2-ジクロロエチレン	1・1・1-トリクロロエタン	1・1・2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン		アトラクロロエチレン	1・3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジ	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1・4-ジオキサソ	要監視項目(24項目)	汚染確認年度	汚染の原因
1	高梁市成羽町成羽	F-15	2																														H10	発	
2	井原市高屋町	D-19	2																														H21	不明	
3	岡山市東区金岡東町	P-18	1			①																											H21	調査中	
4	岡山市中区藤原西町	N-17	1			①																											H11	調査中	
5	岡山市北区野田	M-18	1			①																											H8	自然	
6	岡山市南区美島	L-19	1																														H17	調査中	
7	岡山市北区立田	L-17	1																														H20	調査中	
8	岡山市北区今岡	L-17	1																														H21	調査中	
9	倉敷市児島唐琴	L-22	1																														H11	調査中	
10	倉敷市沖	J-19	1																															H11	調査中
11	倉敷市中帯江	K-19	1																															H14	自然
12	倉敷市中島	J-20	1																															H13	発

注1) 測定項目中の○は、汚染の発見時において環境基準を超過していた項目を示す。
 注2) 備考欄の「発」は汚染源である工場又は事業場が特定されているもの、「自然」は自然的要因によるものと推定、「不明」は調査の結果、原因不明だったもの、「調査中」は調査実施中を示す。

別表2 測定方法及び報告下限値（地下水）

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
カドミウム	日本工業規格(以下、「規格」)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)	0.0003	<0.0003
全シアン	規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法	0.1	ND
鉛	規格 K0102 の 54 に定める方法	0.005	<0.005
六価クロム	規格 K0102 の 65.2 に定める方法	0.02	<0.02
ひ素	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005	<0.005
総水銀	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下、「告示」)付表1に掲げる方法	0.0005	<0.0005
アルキル水銀	告示付表2に掲げる方法	0.0005	ND
PCB	告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
ジクロメタン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
四塩化炭素	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002	<0.0002
塩化ビニルモノマー	平成9年環境庁告示第 10 号の付表に掲げる方法	0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	同上	0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	同上	0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	<0.0002
チラウム	告示付表4に掲げる方法	0.0006	<0.0006
シマジン	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	同上	0.002	<0.002
ベンゼン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001	<0.001
セレン	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあつては、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法	0.02	<0.02
	亜硝酸性窒素にあつては、規格 43.1 に定める方法	0.01	<0.01
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	0.03	<0.03
ふっ素	規格 K0102 の 34.1 に定める方法又は規格 K0102 の 34.1c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び告示付表6に掲げる方法	0.08	<0.08
ほう素	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0.03	<0.03
1,4-ジオキサン	告示付表7に掲げる方法	0.005	<0.005

環境基準項目

測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
クロホルム	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.006	<0.006
1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
イキサチオン	平成5年4月28日付け環水規第121号付表(以下、「付表」)1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
ダイアゾン	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0005	<0.0005
フェエトロチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
イソプロチオラン	同上	0.004	<0.004
オキシ銅(有機銅)	付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
クロタロニル(TPN)	付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
プロピサミド	同上	0.0008	<0.0008
EPN	同上	0.0006	<0.0006
ジクロルボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
フェブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
イプロヘンホス(IPP)	同上	0.0008	<0.0008
クロロニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
トルエン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
キシレン	同上	0.04	<0.04
フタル酸ジエチルヘキシル	付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
ニッケル	規格 K0125 の 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.005	<0.005
モリブデン	規格 K0125 の 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる方法	0.01	<0.01
アンチモン	平成16年3月31日付け環水企発第040331003号環水管発第040331005号通知(以下、「追加通知」)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.0005	<0.0005
エビクロロヒドリル	追加通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
全マンガン	規格 K0125 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
ウラン	追加通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002

備考 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。

別図 平成24年度地下水水質調査地点図

